

平成22年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成22年9月16日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第37号議案 幸田町職員の給与に関する条例等の一部改正について
第38号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第39号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第40号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第41号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第42号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第48号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第49号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成21年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成21年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成21年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成21年度幸田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成21年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成21年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成21年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成21年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成21年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成21年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 浅井武光君 2番 酒向弘康君 3番 大嶽 弘君
4番 池田久男君 5番 水野千代子君 6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君 8番 山本隆一君 9番 杉浦 務君
10番 鈴木修一君 11番 大須賀好夫君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君 副町長 成瀬 敦君
総務部長 新家道雄君 健康福祉部長 伊澤伸一君
参事 杉浦 護君 環境経済部長 松本和雄君
建設部長 鍋田堅次郎君 会計管理者 鈴木政巳君
教育長 内田 浩君 教育部長 牧野良司君
消防長 酒井利津夫君 監査委員 鴨下 登君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

御報告いたします。

12番 内田 等君から、本日午前中の欠席申し出がありましたので、よろしく願
いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本
日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を
許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 質疑事前要求資料が調整できました。本日、お手元に配付いた
しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、資料の差しかえのお願いとおわびを申し上げます。

定例会初日に配付いたしました委員会付託表に誤りがありましたので、お手元に配付
いたしました資料と差しかえをお願いいたします。

本日、説明のため出席を求めた者は、理事者11名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 浅井武光君、2番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第37号議案から認定第10号までの23件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑をいたします。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第37号議案の質疑を行います。

2番、酒向弘康君の質疑を許します。

2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） この条例は、給与に関する条例の一部改正ということですが、時間外勤務に関してのことですので、時間外勤務についてお聞きをいたします。

時間外勤務とは、正規の勤務時間を超えて勤務するよう命じられ、正規の勤務時間外において行う勤務のことを言いますが、恒常的な勤務ではなくて、特命による臨時的な勤務のことであるというふうに理解をしております。

そこで、質疑に入りますが、本町における職員の月60時間を超える時間外勤務実績の有無と、あればどのようなイレギュラーがあったのか、また本町職員の時間外勤務の平均値はどのようでしょうか。近隣の時間外実績の比較がありましたら、お示しをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 本町の60時間を超す勤務実績につきましては、この22年度4月以降の実態を調査をいたしました。

4月から8月までの5カ月間の60時間を超える時間外勤務を実施した職員は、18名でございます。

この主な内容につきましては、確定申告の後、賦課事務を4月に税務課の職員が実施いたしております。さらには、6月、7月、8月につきましては、ごあんないのとおり、参議院選挙、町長選挙及び町議会議員補欠選挙といったものがございまして、そのために60時間を超す時間外勤務を実施した職員がおるということでございます。さらには、6月には、決算統計といったような、これは財政課でございますが、そういう集中して事務をこなすという、そういう事情があった場合に、このような60時間を超す勤務状

態になるという実績でございます。

他市町村の状況でございますが、近隣の状況を確認しましたところ、この5カ月間で、岡崎市の場合は172人、本町が18名に対しまして岡崎市は172名、蒲郡市が88名、幡豆町が5名、吉良町が11名、一色町が16名という内容でございます。

それぞれ市町村の事情というものがあると思いますが、岡崎市につきましては、病院の関係での夜間勤務とか、そういった関係で、このような数字になっておるということでございます。

あと、幡豆3町につきましては、今現在、合併の取り組みをいたしております。そういった関係で、合併の準備事務等にこのような職員が存在するということを確認いたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 一つ、本町の職員の時間外勤務の平均値があったらということで、またお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 21年度の実績が手元でございますので、この内容についてお示しをいたしたいと思いますが、総時間数が3万7,822時間でございます。1人当たり平均の勤務時間外数は147.7時間、年間でございますけれども、このような数字が出ております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） イレギュラーはどの職場にも生じるものだとは思いますが、ある程度予測のできるものは、負担がかからないような仕組みが必要かというふうに思います。

次に、時間外勤務は肉体的にも大きな負担となってきますが、健康面の管理についてのどのようなことが行われておりますでしょうか。また、特にメンタルヘルスに関する取り組みについて、保健指導等も受けておられるのか、そこら辺もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 幸田町におきましては、毎月、職員安全衛生委員会を開催いたしております。月60時間以上の勤務時間職員に対しましては、産業医による健康診断を実施いたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） しっかりと管理のほうもお願いしたいというふうに思います。

民間の勤務時間は、勤務の特性に合わせまして、その勤務の形態をフレキシブルに運用しております。

そして、コア時間というのは、同じ職場で同じ時間帯を必ずおるという、ある程度のコア時間を設けて、その前後で効率よく業務を遂行するような体制をとっておりますが、民間のように、役場の場合、職員の場合、できないかもしれませんが、何か勤務にメリハリをつける体制、あるいは施策があれば、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 本町の場合は、基本的にはコア時間という形で、一斉に出勤し、閉庁は同じ時間ということで取り組んできたわけですが、平成16年に保育園職場におきまして早出・遅出という形での時差出勤を導入いたしております。これによって、こういう話をしますと、また御指摘があると思いますが、時間外勤務手当の大幅な削減が実現できたという状況にもございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 残業ゼロの設定日、民間でよくやりますが、そういったような「残業ゼロの日」といったところの施策、あるいは上位、上からの職位からの体調指導、あるいは上司の勤務管理方法等、時間外縮減の取り組みの状況があれば、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 役場の1カ月の間に日にちを定めて「ノー残業デー」、それから「育児の日」「ライトダウンデー」という、そういったもろもろの時間外をその日は避けるような、そういう日にちを設定いたしまして、たまには早く帰ろうという、そういう呼びかけをいたしております。

この効果は若干はかり知れないわけですが、そういった形での提案はいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、2番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 60時間を超える職員数と部署については、先ほど説明がございましたが、この部署についてでございます。

選挙事務にかかわっての特別なそうした事由によつての残業がふえるということについては、仕方がない部分があるかというふうに思うわけでありまして、しかし毎年、毎年行う事務の件について言えば、これはあらかじめ調整ができるのではないかとこのように思います。

特定職場における60時間を超える残業時間の状況について言えば、改善ができるかということですが、この18人のうち選挙事務以外の税務職場、あるいは財政におけるのは何人か、お答えがいただきたい。

次に、この60時間を超える部分について言えば、振替代休がとれるということで、この代休時間の詳しい説明をしていただきたいということと、実施についてはどうするのかと、どのような内容になっているのかということについて、お答えがいただきたい。

それから、この目的についてでありますけれども、国は労働基準法の改正によって、ことしの4月から割り増し率を見直したわけでありまして、それに伴って、この60時間を超える内容について、この制度を実施するのに目的があるというふうに思いますけれども、この目的についてどうとらえられているのか、お答えがいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 18名の内訳でございますが、この18名の中から総務防災の

選挙事務に携わった者を引きますと、残りは9名ということになります。

その9名につきましては、税務課、財政課、電算室、そういったところの職員でございます。

この代休時間の制度の詳しい内容でございますが、60時間を超えた場合には、時間外手当の割り増しをするという、そういう制度、従来が100分の125に対して100分150にすると、深夜勤務に当たっては、100分の50を100分の175にするという引き上げが一つの内容でございます。

もう一つが、その引き上げ分の手当支給にかえて休息の機会を与える目的として、時間外勤務代休時間を取得できるという制度がございます。

これはどういうものかと言いますと、例えば月に64時間の勤務をした場合に、60時間をオーバーした時間が4時間でございます。その4時間に対して割り増し率25%を掛けますと、1時間という計算が成り立ちます。その1時間を休むことができます。しかし、1時間単位での休みは代休としてはありませんので、半日ないしは1日単位でございますので、その1時間と通常の年休3時間を足して4時間にして、最低半日単位での代休がとれるという形で代休制度が成り立っております。

なお、この代休につきましては、60時間を超えた月の2カ月以内という基準もございます。

この制度の目的ですが、基本的には労基法の一部改正に基づいてこの条例改正をしておるわけですが、もともとは60時間を超えるような勤務をさせる使用者に対するペナルティーとしてこれは当初考えられたということでございます。

そのペナルティーについては、割り増し手当を支給しろという内容でございます。

しかし、手当ばかりで、労働者については健康を害するわけでございますので、その手当を代休に振りかえるという、新たな制度ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 60時間を超える部署の9人については、税務、財政、電算室ということでもありますけれども、この税務の関係で言えば、パート対応しながら急激に事務量がふえるときの対応は進めているわけでもあります。

そうした点からすれば、毎年同じような勤務内容をしながら、同じような仕事量が急激にその月数の中でアップする。そういう対応について言えば、わかり切ったわけがありますので、この部分についてやはり対応していくべきではないかというふうに思います。

今、刈谷市の中では、公務員労働者の過労死ということで、葬儀も行われているわけでもありますけれども、こうした職員が過労死しない職場づくりというのは非常に大事であるというふうに思います。

そうした意味におきましても、60時間を超える部分について言えば、産業医の健康診断ということが義務づけられているわけでもありますので、やはりわかり切った対応というのをきちんとやるべきではないかというふうに思いますが、そうした対応ができるのかどうかということでございます。

次に、この代休時間について言えば、要するに半日単位でしかとれないよということ

になれば、これは76時間に達しないとこの代休時間が取得をできないという、こういう計算になるわけでありますが、そういうのでよろしいかということと、それからこの代休について言えば、いつから実施をするのかということと、そういう取り扱いについて職員組合とどういう対応がなされたのかを伺いたいというふうに思います。

この目的について言えば、言われましたけれども、この目的をきちっと遂行するためには、どのようにこの職員の労働管理を実施していくのか。その点についてきちっと明らかにされないと、ずるずると残業時間を減らす、減らすと言っても、なかなかそうした対応がなされないというふうになります。その点について、年間の事務量を考えた場合の、その対応についてお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 役場の各職場におきましては、年間通じてコンスタントに仕事のある職場もあれば、月によって大変忙しくなる、そういった職場もございます。

税務課におきましても、確定申告、その後の賦課徴収事務が非常に集中して6月の調定に間に合わせるということでの確定申告後の賦課事務が非常にこの時期に集中するわけでございます。

こういった4月のマックスの状態を前提にした体制というのが理想であるわけですが、なかなかそういう職員の人員体制はとれないということでございまして、そういう特別な時期については、もちろん非常勤の方も入れまして仕事をするわけですが、必ずしも非常勤の方で対応できる仕事ばかりはないと、職員でなければならぬという仕事があるわけですし、そういった部分は、やはり時間外での対応をせざるを得ないということでございます。

したがって、そういう年間通じてむらのある職場については、こういった長時間の時間外は一定程度はやむを得んのかなという判断をいたしておるところでございます。

76時間を月にしないと代休にとれないということなのかという御質問ですが、先ほども説明いたしましたように、4時間でも64時間、4時間のオーバー分の時間外でも1時間という計算が出てくるわけですし、残りの3時間を年休に充てて、合わせて半日の休暇がとれるという仕組みになっておりますので、その辺、御理解いただきたいと思っております。

この件につきましては、職員組合とも協議をいたしまして、基本的な了解はいただいで今回の提案でございます。

なお、この制度の実施に当たりましては、きちんとした総務防災課で勤務時間の全職員の管理をしてまいる予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特定職場において特別な時期は体制がとれないと、そういうような職場があるならば、これはもともとの人の配置がそこでは厳しいということにほかならないのではないのでしょうか。

この一日8時間という状況の中で仕事をしていて、それがコンスタントに回らないよと。特に、仕事量がふえる時期になって、とても対応し切れないということで、パート職員の対応とか、そういうようにやっているわけでありまして、それが例えば税務職場

において言えば何人必要なのかわかりませんが、その特別な事務がとにかく60時間を超えるという、そういう事務があるということからすれば、やはりそれは異常な職場になるのではないかというふうに思うんですが、それは仕事の分散というのはできないのかと。幸田町で今現在実施している係制がありますよね。この係制をなぜ取り入れたのかということなんですよね。それは、こういうことにも対応できるように係制の取り入れというのはつくったんじゃないですか。確か、そういうような説明も受けました。

ですから、今、総務部長が言われた答弁は当てはまらないということにほかならないんじゃないでしょうか。その点についていかがかということでもあります。

次に、この刈谷市で公務労働災害で過労死の問題で今裁判になっておりますけれども、こうした職員の過労死につながるような職場環境は改善しなければならないと。それが特別の月になっても、やはり健康な人が突然急激に健康を害すると、過労死に至ると、こういう不幸があってはならないわけですので、そうした対応をどう実施するのかということでもあります。

次に、この振りかえについてでありますけれども、振りかえについて言えば、組合と協議を進めてきて、これが一定合意を見て提案をしたんだよというふうにおっしゃったわけでありますけれども、この代休について言えば、施行日が10月1日であります。この代休の取り組みについてはいつから実施をするのかということでもありますけれども、この点についてお答えがいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） グループ制を係制、グループ制とも言いますが、これは十分機能しておるという判断をいたしております。

先ほど税務課での60時間を超す職員が存在すると、これは複数でございます。なおかつ、ほとんどの町民税のグループのスタッフはここに含まれておるといってございませぬ。したがって、特定の個人にそれを集中して業務をこなしておるといって実態ではございませぬ。

したがって、町民税グループが全体でこの確定申告後の賦課事務を協力してこなしておるといって実態でございませぬ。

過労の問題につきましても、こういった60時間を超す月が連続して発生するというようなことは、過労死という問題が非常に心配されるわけでございますので、こういった実態は避けるということを考えております。

今回も、選挙事務以外は、2カ月にわたって60時間を超す職員はいませんでしたので、その辺は選挙事務はちょっと特別ですけれども、それ以外の事務については、少なくとも1カ月が非常にピークとしてあって、それが2カ月、3カ月というような形での残業ではなかったということが言えるかと思っております。

代休の実施時期につきましては、この10月の勤務が60時間を超した場合に、翌月以降で代休の取得が可能ということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 振替代休については、来年の4月1日から運用ということ聞いて

ておりますけれども、違いましたか。

次に、この目的であります、もともとこの目的が、健康の問題、それから長時間労働の抑制、そして子育て世代の中にあっては、長時間労働が育児の障害ともなっている。こうした生活実態に合わせた勤務労働時間になるようにという、そういうような目的があるわけですね。

ところが、幸田町の職員にあっては、いわゆる年度末、年度初めの仕事にあっては、いわゆる町民税スタッフの職場においては、恒常的に60時間を超える実態が複数において続いていると。

こうした改善をしていくためには、私はこの窓口、こうした点での窓口対応が変わることによって、この60時間、残業時間の抑制に対応できるのではないかというふうに思いますが、そういうことはこの税務の職場においてはできないのかということでもあります。

この事務を集中的にこなさなければならない職場は、その事務にすべてを注ぐ、そしてそれ以外の仕事は、ほかのところで間に合うようであれば、そういう対応をするということができないのかということでもあります、そういうような対応はできないのでしょうかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この制度の目的につきましては、先ほども説明しましたように、使用者に対する一定のペナルティーで、従業員に対して60時間以上も働かせることはよくないと、それに対して割り増し手当を支給せよという労基法上の改正のときの趣旨が含まれておるわけでございます。

一方、労働者にとっても、そういった勤務体系では健康を害するということがございます。したがって、そういった勤務体系の中で代休取得を十分図っていくということで、手当を休暇に換算して取得するという制度でございます。

本町の町民税の関係でございますが、毎年繰り返しておるという御指摘でございますが、先ほども言いましたように、年間通じて、やはりトータルとして考えた場合、町民税に、4月に合わせた人員体制を配置するということは、全体の職員配置からして非常に困難な状況にあるということで、この時期はやはり税務課にとっては非常に辛いわけですが、一時的な期間でございますので、我慢いただき、努力してもらっておるという実態でございます。

窓口の対応の関係については、税務課の中では町民税が賦課事務を集中してやっております。そういう中で、固定資産や収納の関係、スタッフが窓口をカバーしておるという形で、税務課全体でこの時期については対応しておるという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 事務が集中する時期は我慢してもらおうというふうにおっしゃいますけれども、この月60時間を超えること自体が、やはり異常な事態であるわけですね。それで、その後、じゃあ仕事が暇になったから代休をとってくださいよと言われても、この集中した時間内の仕事の負担というのが、それが過労死を引き起こすものになるんじゃないでしょうか。

ですから、そうした事務が集中する時期に我慢してもらうしかないというような対応では、私はこれは幾らたっても解消しないというふうに思いますよ。

ですから、やはりこうした仕事をきちっと見きわめ、事務量を見きわめ、そしてその人員配置をきちっとしていくということをやったりやらなければならないわけでありまして、そうした対応をすべきだと思います。

何も、税務課の職場が人手がない中でやっているわけでありますので、そうした対応をきちっと見きわめてやっていくべきだと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ただいま御指摘いただきました改善につきましては、その事務が昨年できたんだからことしもできるという単純な判断ではなくて、そういった事務量が過去と比較してどのように変化しておるのかといったものもきちんと確認の上、場合によってはそういう体制改善を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 月60時間を超えること、そのもののが異常であるということと、もう一つは、60時間を超えなければ免罪をされる、こういう感覚があなた方にあるわけですよ。

先ほども話がありましたように、時間外というのはペナルティーがついておりますよと、それが100分の125であったとしても、150であっても、175であったとしても、それはペナルティーなんだよ。罰則つきで労働をさせるんですよというのが考え方ですよ。

ですから、あなたの言われるように、60を超えたら使用者へのペナルティーだなんていう感覚が、私はそのものが異常だということなんです。

そもそも、時間外労働をさせる。その時間外労働とは、あくまでも罰則の規定であって、使用者、あるいは現場の管理・監督の任にある者の許可を得なければ、事前の許可を得なければ 時間外労働はできませんよ。

後で、その実態と言うよりも、管理者能力という問題をお聞きはいたしてまいりますけれども、結局、あなたの発想やあなた自身の問題や、町長以下みんなそうだ。60時間以内であれば問題なしと、そういう発想そのものの、認識そのものに問題があるということと、もう一つは、2階、3階が常態として残業が多い職場だと。多い職場と言ったら、一つの課丸ごとじゃねえんだ。課の中の一定部署だ。そういうものが恒常的にあるわけだ。その人たちが60を超えるか超えないかは、それはみんな確信犯だ。通告外質問したって、知らん顔しとる。

ということで、要は、60時間以内であれば、どんどんやられてる。もっと言うなら、残業大好き職員というのがおるわけだ。人事異動でどこへ変わっても、目いっぱいやる。そういう者に対して、どうしとるのか、どう改善をするのかという問題からまず答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 決して、60時間でおさまればよしとしているわけではございません。役場全体で時間外を減らしていこうという取り組みをいたしておるところでございます。

過去に、平成15年ですが、非常に時間外勤務が多かった年がございます。その年と比較して、今は2割ほど時間外を減らしてきておると。最近、その減少傾向が横ばい状態で、なかなか時間外が減らん状況が続いておるわけですが、いずれにしてもそういった時間外をいかに減らすかという課題は、絶えず職員管理の立場で念頭に置いて取り組んでおるところでございます。

今現在も、月々の時間外実績を各所管課に示しまして、昨年と比較してどうであるかということ資料として示して、そのふえた場合の原因を確認する、その原因を改善するといったような取り組みを指示しておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それではお聞きをするけれども、先ほど申し上げた常態として2階、3階の特定の職場・職種、そんなものはどういうふうに認識されておりますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 60時間を超さないまでも、常々恒常的な残業が多い職場というのはございます。そういった職場につきましても、やはり今後の人員配置という点でも考慮して考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 具体的に、あの課の中のここだということまで言うと、あんたのところは矢が飛んでくるけど、だけれども実際問題として内部事務を統括するのは副町長の務めですよ、今は町長になっておられるけれども。

副町長が内部事務を統括をし、それぞれの部署で監督・管理責任がある。その監督・管理責任の管理者能力が野放しにされておるわけです。

野放しにされておるから、特定な職場と特定な職種、もっと言えば残業大好き人間が5階から1階まで人事異動で変わっても、60時間以内で、今までおった人が例えば月20時間だった。その人が40時間、50時間、60時間以下でやっとならなくても、しょうがねえわな、大好きな人間はと、こうなるわけだ。そうしたときに、管理者能力は何だと、こういうものが出てくるわけでしょう。

そうした点でいくなれば、私が先ほど申し上げたように、総務部長の答弁の枠を超えているので、初めての登場になるけれども、副町長、あなたは総務課長をやったわけだ。今後は内部事務を統括するという点で、がんがんに頭から締めるなよ。締めればいいというもんじゃない。実態をきちっととらえて、その実態から問題を拾い出して問題を解決する方策は何なのかというのが、あなたの内部事務を統括する責任です。

出た数字だけやって、モグラの頭たたきじゃねえんだ。出たやつをぼんぼんぼんぼんたたいて、あんなの職務だと言うんだったら、まさに能力なしということになる。そこまでは私は申し上げません、まだこれからですから。

という点からいけば、今後、内部事務を統括される、その職務にあって、今申し上げ

た、特定の職場で特定の職種が常態化し、しかも60時間は超えない知能犯。そうしたことも含めて、あなたも総務をやられて状況というのを把握されておられるので、具体的にされるのが一番いいけれども、具体的に明らかにしても、どうするのかという方策については、その考え方を示していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 時間外勤務につきましては、先ほど総務部長が申し上げましたように、部課長会議等でそれぞれ毎月ごとの時間外勤務の実績を進行管理にして資料を出して、その中でそれぞれの管理職としての部課長が職員の時間外の多い職員に対して、ある程度事務の内容をある程度考えていくという機会を設けておるわけでございます。

その中で、やはり時間外勤務を一つ一つ管理職として考えていきますと、やはり仕事の内容の一つ一つすべてこなしていくという課程の中で、ある程度必要な事業、どうしても時間外としてやっていかななくてはならない事業とか、これはやはり手を抜くわけではないですけれども、やはり時間外まで及ばないで作業できるような事務というものも当然あるわけですので、当然グループ制という中で、ある程度時間外勤務を減らすような努力をしておるわけですので、今後、こういったことにつきましては、部課長会議等の中で常々そういった時間外勤務はテーマになっておるわけでございますので、ある程度進行管理を、グループ制をうまく機能させるという意味においても、今後、しっかりと会議の中でいろんな形で対策を練ってまいりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、一つは今の問題点は、時間外は事後報告・事後申告ですよ。

労基法や民間のところで言ったら、そんなものは絶対通らへんですよ。第一線の監督者が、おまえ、きょう何時間やれと、この仕事。それはずっと継続しとるから、別に改めて仕事の内容までは言わないけれども、時間外については、現場の監督者が、うちの場合は5時、あるいは4時50分でしたけれども、その前に、きょう何時間やれと、こういう指示があつて初めてやる。おれやりたいと言って勝手にやって、それこそペナルティーがついてくる。それだけ現場の人間が現場の管理監督者が仕事の状況を把握し、仕事の状況の進展ぐあいと、じゃあ今後どうしていくかということが把握されておらんから、事後報告・自己申告と、おい、おいおいと、ぼんと判こを押すだけだ。あなた方の職務は判こ押し職務だ。そんなところで時間管理ができるわけねえじゃないか。

ということなんで、その事後報告の今のシステムを改めようと思ったら、管理・監督の立場にある人間の能力の問題も係ってくる。そういった点では、どう改善されていきますか。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） その改善策でございますけれども、やはりもう少し事業の中身を管理職として精査する機会ということで、先ほど申し上げましたように、時間外勤務時間を部課長会議の中で進行管理しておるわけですので、いま一度、事業という中で、先ほど言いました、時間の中でやるべき仕事と、そういうようなものについては精査するというような仕組みを今後考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事業、事業と言われるけれども、一般的にいけば事務事業ということにしていかないと、事業というのは現場がやることで、事務は内部でことごとくやっとなる。内部は仲よしで、事業だけが目につくと、こういうことなんで、事務事業一般ですよ。

ですから、申し上げたとおり、2階、3階、3階は事務ですよ。という点から言って、事業現場だけを矢面に立たせるなんてことは、手前のところの子飼いをかわいがっただけの話、そんなもん改善なんか出えへん。不満が生じるだけだ。

ですから、そういう問題が私に対する答弁だけれども、私が申し上げたのは、今の事後報告と事後の申告制を改める意思はないですかということをお尋ねしとるわけです。町長と同じようにはぐらかせ答弁で、的外しじゃあかん。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今言いましたように、時間外勤務につきましては、やはり時間外命令ということで、管理職の範疇の中で行っていくべきものであります。

今言われましたように、事後報告という中で処理されている部分も当然あるということは認めたいと思います。

しかしながら、やはり人件費の抑制だとか、町全体の事業を遂行する中で、人件費の考え方というものも当然問われておりますので、やはり今言いましたように、事業課、そして事務をする2階と3階では、また事業の内容、事務の進め方の趣旨が違いますけれども、そういったところを十分わきまえて今後の対応に取り組みたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がないので余りやれんけれども、要は、事前の命令なんですよ。命令なきものが何で時間外できるのか、それを徹底しなさいよということなんだ。

そうしたら、ああでもない、こうでもない、2階と3階とは職務が違ってとか、そういう事務と事業を区分けするという認識に事前にきちっと指示をするという仕組みがつくられていない。つくられていないから、事後承諾、事後申告という形がまかり通っていくということになります。

そうした中で、今、問題になってくるのが、平日の時間外がカウントされても、休日の時間外は平日の中に乗せへんわけだ。別建てでやっとなるわけでしょう。ですから、何かイベントがあって、ぱっと行ったら、何であいつだけ先におれよりとっとくだ、休憩。代休だけとって、一杯飲んでよかったなという人もおったわけだ。それはそんなことはいいけれども、だけれどもそれはカウントの仕組みが違うわけだ。

平日の時間外は平日としてカウントし、休日は休日としてカウントする、いわゆる分離方式だ。何で合算しないのか。分離をしている合理的な理由、合算しない合理的な理由、それぞれ上げていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 休日には、既に代休制度がございます。しかし、その代休がとれない場合もままあります。そういった状況の中で、実は現行分離しておるわけござ

いますが、来年以降、これを改め、見直されると、合わせてカウントしていくというような見直しが見られる予定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 休日と平日が時間外という性質を異にするわけじゃないわけだ。時間外は時間外だ。休日であろうと、平日であろうと、私は合算をすると。

今の答弁で、来年度は見直しをされるんじゃないかなということ、それは政府待ちですよ。我が幸田町として、こんなばか事はないと、合理性がないから、来年度からはちゃんと合算しますという判断じゃないわけだな。

そうしたときに、60時間を超えて、1時間当たり25%の加算をするから、4時間で1時間に該当しますよという形。そうしますと、実際に帳面づらでいくと、60時間を超えても、代休者は60時間でストップしちゃっておるわけだ、実態として。

そうすると、目いっぱいずっと何人かおるとかになったときに、最高の時間数がどれだけかというのを見えなくさせるということと、もう一つは、これは人件費削減の効果ありという、人件費が先に立つとるわけだ。

そういう点からいきますと、職場の実態をわからなくするという点と、労働の実態も振りかえをすることによって、消しゴムで消して帳消ししちゃうという点では、私は功罪相半ばすると言うよりも、罪、罪、罪だ、罪ばかりだ。という点で、これは見えなくするという点ではどうなりますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 割り増し手当分を代休に換算するという点でございますので、当初の時間外手当はそのまま支給されるわけでございます。100分の125ないしは100分の150については、支給されると。それに加算をする100分の25が代休に置きかえられるという制度でございますので、時間外自体は70時間、80時間やった場合、その実績は残っていくということになりますので、決して消えさるものではないわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、あなたも言われたように、これは使用者ペナルティーですよ。ペナルティーだから、ペナルティーをクリアするために、125はどこまでいっても125ですよ。あとプラスされる125と、それから150だ、それは消えますよ。それは消えるけれども、125はずっといきますから、それは実態を見えなくするという点のすりかえのような答弁をするんだけど、実態としてこういうものが、こういうものがというのは、振りかえができるようにすることが、私は都合によっては、うまく使おうと思えば使えてくる制度だと。

そういう点からいけば、私は長時間労働の実態を見えなくするという点があるということ、もう一つは、議案関係資料17ページに「代休を指定することができる制度を設ける」と、これは「指定」という形になつとるわけですが、例えばこの日にせよと、いや、その日はおれは都合が悪いと、おれはこの日がいいという、その該当する職員の申し立て、つまり任意にその職員がこの日ですと言ったときに、いや、それじゃああかんと、こっちにせよと。指定と任意とは雲泥の差ですよ、天地の差ですよという点でいけ

ば、ここの説明にあります「指定」という問題と任意性という問題では、どうなりますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 割り増し手当分を代休に置きかえるということについては、私はこれは職員の健康管理上、手当をたくさんもらって命を縮めるよりは、休みをとって健康に努めるということのほうが大事だというふうに思っておりますので、その辺は、決して代休制度が問題をごまかす制度ではないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

その代休を取得する際に、これは手当でもらうか、代休でもらうかは、その職員の判断でいいわけでございます。その代休の期日については、これは通常の年休の取得だとか、いろんな面で休日振りかえの指定だとか、そういったものと同じ扱いになりますので、うまく調整をして、本人の意向を尊重して、代休の日にちの設定は考えていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ここの資料にもありますように、「正規の勤務時間においても勤務を要しない日または時間を指定することができる制度を設ける」とある。ですから、あくまでも本人の申告が前提なんです。年次有給休暇も、会社の都合によって振りかえをするということだって、今までしょっちゅうあったわけだ、そこらじゅうの私のところの職場でもありました。

そうしたときに、労働争議になって、あるいは裁判になって、その職員が年休を行使をすることによって、その工場全体、幸田町で言えば、幸田町全体の町の職員、これを言えば5階だ、5階建ての建物が全部機能してしまうと。

例えば、総務課だけがちょっとごめんとか、そういうのはあかんと。そういうその事業所の単位で、その人間がこの日に、あしたとったら、もう機能しなくなっちゃうと、そういうことが客観的に立証されるなら、使用者において日にちを変更することができる。それ以外は、申請者の日にちを保護しなければいけない、保障しなければいけない。それほど私は権利というものは強く高いものなことなんで、私はそれはきちっとやっていただきたいということを申し上げたい。

もう一つは、この60時間、民間でいけば労働基準法第36条、いわゆる36協定というのがあるわけだ。だけれども、地公法では残念ながら36協定はねえんだ。ないけれども、職場の職員を代表する組織と、やっぱりここら辺については、協定という形がいいかどうかは別にしまして、一気にやるたって、それはあなた方は抵抗するだけなんで、しかし長時間の労働について、私どもからいけば、現場では月30時間、30時間を超えたら現場で労使交渉をやるわけだ。30時間を超えて、50を超えたときには、今度は支部単位、工場単位だ。それから、50を超えた場合は、重役を含めた労使が事前に協議をして、どうするかというところまでやって、それほど枠をはめてきておるんですよ。

という点からいけば、私はそれを一つ参考にしながら、今のような状況を改善をする、そういう道についてどうお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今回の時間外勤務、代休時間の取得につきましては、基本的には年次有給休暇の取得の場合と同じような取り扱いになるかと思いますが、やはりこの制度の趣旨からすれば、使用者に対するペナルティーでございますので、使用者はそういった本人の申し出を尊重して、本人の都合に合わせた代休期日にとれるように配慮するということが今後基本になるかと思えます。

もう1点の問題につきましては、やはりそういった形での公務員職場でございますので、即、そういった対応ができるかどうかはわからんわけですが、組合と十分調整を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時11分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第38号議案の質疑を行います。

6番、足立嘉之君の質疑を許します。

6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 第38号議案についてお伺いいたします。

幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するという条例のその中で、改正の概要として、児童扶養手当の支給対象が新たに父子家庭にも拡大されると、こう大きく出るわけですけれども、それに伴い、「消防団員等に係る公務災害補償の受給調整を図る」とあります。ここでの父子家庭とは、きつとちょっと変わった意味を持つておるのかなと、こんなことを思います。配偶者が女性消防団員であるということに対して、女性消防団員として活動中に命を落とした家庭のみを対象として差しているのではないかなと、そんな気がいたします。そこで、このことについて、まず対象者について伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） この条例改正の対象となる場合ということで、どのような場合かという御質問ですが、まず考えられますのは、議員言われるとおり、奥様が女性消防団員で活動中に命を落としたという場合の、その夫と子供である父子家庭が最も想定できる場合と認識しております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） ということは、今回の回答によりますと、消防団員公務災害補償受給者の対象該当者の数は、現実的にはほとんどないのではと、こんなことを思います。この条例は見かけ倒しの条例なのかなと、こんな気がいたしますが、しかし児童扶養手当の支給対象者が新たに父子家庭に広げられたことに対して、文章的にはいいことだな

と、こんなことを思います。

なお、ここで「消防団員等」とありますが、「等」とは、あと何を言うのか、「等」の対象は何なのか、またここでの児童とは、何歳までを児童と言うのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 初めに、受給の対象者数はほとんどないのではないかという御質問ですが、幸田町消防団にあっては、女性消防団員はいません。平成21年4月1日現在では、全国の消防団員数は88万5,394人で、そのうち1万7,879人が女性消防団員です。県内では、433名の方が在籍しております。

女性消防団員の方が火災出動とか、そういうことではなくて、業務としては、火災予防とか広報、PRなどで、それがしの活動でございますので、男性団員に比べれば、公務災害自体がもともと非常に低いということを言われております。

次に、「消防団員等」の「等」とは何かということですが、一般の民間の方が消火や人命救助など、消防作業に従事した人、それから救急業務に協力した人、それから水防業務に従事した人、応急処置等の業務に従事した等々の方が、ここで言う「消防団員等」の範囲であります。

それから、3問目の質問で、児童とは何歳までのことを言うかということですが、児童福祉手当法の中で年齢制限を設けておりますが、その法律における児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の方を言います。

また、20歳未満であって政令で定める程度の障害の状態にある者が、その規定の対象の児童ということになります。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） それでは、次に「消防団員等に係る公務災害補償の受給調整を図る」と、こう書いてあります。受給調整の内容は何なのか、説明をいただきたいと思っております。

例えば、手当額は、20条の中の第5条、第1子では4万1,100円及びまた2子では5,000円、第3子では3,000円など、ここでの受給調整は基準などが示されていると思っておりますが、その辺はいかがなものか、標準的な例で示していただきたいと思っております。

なお、今回、父子家庭にも児童扶養手当の支給枠の拡大による対象者は愛知県内ではいかほどの対象者が発生するのか、見込みを伺いたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） まず、受給調整の内容についてであります。例えば消防団員の父親が死亡し、母子家庭となった場合、災害補償として遺族に支給される年金は、子供がいる場合によっては加算されます。さらに、母子家庭に児童扶養手当を支給すると、二重に支給を受けることとなります。このような母子家庭に対し二重に支給しないように調整する必要があり、これが基本的には児童福祉手当法の中で手当が支給されないこととなっておりますので、これが受給調整と考えております。

しかし、消防団員の公務災害補償との受給調整はなされていません。このため、公務災害の支給額から児童扶養手当相当額を減額し受給調整を行っているのが現状でございます。

それから、標準的な例ということで、消防団員等公務災害補償等の共済基金のほうの例が出ております。

これによりますと、在籍年数が10年未満、幸田町の場合は大体約10年未満の分団長が入りますが、分団長で扶養親族として妻と小学生と中学生の2人の子供がおった場合、補償給付を受けた場合の算定例です。補償基準額、団長、副団長、それから分団長、副分団長、それから団員の方について基礎金額がありますが、まず分団長の基礎金額が1万600円、それから奥様のほうが433円、子供さん2人で434円の給付がありますが、これがプラスされますと、1万1,467円になります。この基礎金額に遺族年金として倍率が決められておりますが、233倍で、これを掛けますと、約255万7,100円に年金がなります。それプラス福祉補償として1万1,467円掛ける223倍の付加給付が100分の20、5分の1でありますので、51万1,400円ということで、年金として合計しますと306万8,500円が年間のこの例によりますと年金額ということになります。

それから、支給枠の拡大による対象ということで、離婚した母と子、あるいは父と子の家庭が対象となるものでありますので、団員の死亡により母子または父子になった場合、家庭に対する年金の支給であります。対象者は、先ほど言ったとおり、女性消防団員と、それから男性のほうの母子家庭になります。団員の中で対象になりますので、余り数が今まで出たことがないということで、離婚による母子家庭・父子家庭の扶養手当法の中の範疇でありますので、数はそれほど拡大するということは考えていないということでございます。

ただ、愛知県の対象者の発生のごあいですが、標準の母子家庭・父子家庭で言われる中で、あくまでも公務災害補償の父子家庭が愛知県内においてはないと、現場のほうとか、危ないところに行かないということで、基金のほうの想定は、発生する事案がないのではないかということで考えておりますので、その辺はまた今後、男性の消防団員が少なくなって女性消防団員がふえれば、この数がふえる可能性がありますけれども、現在では余りふえていないと、発生する見込みが余りないということを想定しています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、6番、足立嘉之君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第39号議案の質疑を行います。

まず、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 文字どおり、現在、どれぐらいの施設数があるのかということと、それからこういう火災報知器に関して、これから町内にどれぐらいの普及を目的としてこういうものを設定しているのかということ、もう一つ、今の状況についてお尋ねをし

ます。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） まずもって、今回の改正の火災予防条例の一部改正の中の複合型居住施設のものでありますが、今回言われています共同住宅の中に小規模なグループホーム等の福祉施設ができた場合の建物・施設を複合型居住施設と言います。町内では、該当施設は現在ございません。

それから、住宅用の防災警報器、火災警報器とも言いますが、設置状況と目標設定ということでございますが、20年からうちのほうの調査をさせていただきまして、22年の6月時点で69.5%の普及率です。

愛知県内の中では、犬山市が84.5%、これが一番高くて、一番最低では49.9%ですが、平均では72.9%ございます。この平均値までは少しでもPRしながら、まずもってその目標に向かって設置のほうを説明したり、お願いしたりということで頑張っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、複合型居住施設用自動火災報知設備というものについて、具体的にどのようなものか説明がいただきたい。

この実用化が一定の進歩が見られたということではありますが、どのような進歩が見られたのかということでもあります。

通告の普及率についてでありますけれども、大嶽議員の説明の中で、町内には該当するものがないということでもありますので、普及はしていないということで理解をしてよろしいかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） まず、御質問の複合型居住施設用自動火災報知設備とは、元来、普通の自動火災報知器、これでは火災による熱・煙・炎を自動的に感知し、受信、発信、感知と中継ということで、これらのものが合わさって自動火災報知設備と言いますが、ここで言う複合型の自動火災報知設備も、同じように受信機・発信機・感知器等を設けて、ただ自動火災警報設備が高いものでございますから、小規模のそういう施設が入ったときには、余り高価なものはいれられないということで、まずより安価なものが、今、現物の品物がどのようなものかちょっと今把握しておりませんが、そういう安価なものができるということで、めどが立ったということで、このような施設の中でも、普通の自動火災報知設備をしなくても、この複合型居住施設用自動火災報知器で賄うということになっていきますので、よろしく申し上げます。

また、この品物につきましては、施行日も12月1日となっておりますので、それまでにはどのようなものか現実にわかってきますので、いろいろ建築確認等においてはしっかりと見きわめまして許可を出すということをしますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、要するに幸田町では、この複合型居住施設は該当がないよということでありませぬ。グループホームについて、以前、火災が起きたときに、スプリンクラーの設置をして、そして火災を防ぐということでありましたよね。それで、幸田町の中でグループホームのおり姫さんに町の予算でスプリンクラーを設置してきた経過があるわけですけれども、この小規模グループホームで言えば、おり姫が対象ではないかなというふうに思うんですが、それは全く該当にする施設ではなくて、町内でのこの複合型居住施設はまだ一件もないということですので理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 幸田の中には福祉施設は数件あるわけですが、ここの言う、法律で言われます複合型居住施設につきましては、今、幸田町には現在ございません。

今後、建物ができて、現在は面積によって500平米未満ということで限られていませぬので、こういう施設ができる場合は、普通、今まででは自動火災報知器を設置することになっていりましたが、今後、12月1日からは500平米未満に限り、複合型のこういう自動火災報知器を設置して、今までの住宅警報器は免除するということの規定でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わります。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回は、上位法の改正で、火災予防条例が一部改正となります。

「複合型居住施設に設置した場合は、住宅用防災警報器や住宅用防災報知設備の設置を免除」とございます。今回、どのような免除規定が追加されたのか、お伺いをいたします。また、今までの規定はどのようになっているのかということもあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 今まで設置の免除規定、住宅防災警報器の免除につきましては、五つございました。その中で、今回の免除規定の中では、複合型居住施設用自動火災報知設備が実用化されて一定の進捗が見られたということは、丸山議員からも指摘がありまして、そのとおりでございます。

その施設の中に設置された場合につきましては、必要とされる防火安全性能を確保できるということになりましたので、「住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置を免除できる」ということが1項追加されました。

なお、今まで火災予防条例の設置免除の第29条の中の五つにつきましては、住宅部分にスプリンクラーの設備がある場合は免除と、それから2項は、住宅用部分に自動火災報知設備を設置した場合は免除になりますよと、三つ目は、住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等に設けた場合は免除されますと、それから4項目は、共同住宅用自動火災報知設備を設置した場合に、技術上の基準がクリアできれば、

設置したことについて免除しますと、それから第29条の5項目、住宅部分に住戸用の自動火災報知設備を特定共同住宅等の省令に合わせる技術の基準に従って設置した場合は、これもまた免除になると、その五つの項目のプラスが、6項の先ほど言った免除規定でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 免除規定の中で、今回は六つ目、新しく一つが追加されて、6項の免除の規定があるということで今説明を受けたわけでございますが、先ほど丸山議員のほうにも答弁なされましたように、複合型居住施設が入る場合は、500平方メートル未満の居住住宅の場合は免除されるということで今お伺いしたように思うわけでございますが、本町にはこのような対象施設はないということで先ほどから聞いているわけでございますが、現在、居住住宅の中に一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設等は開設する、町にはないというふうに言われましたが、他市町ではこういうものも今までにもあったかなというふうに思うんですが、今回、そういうものが安全が確保されたということで一部緩和をされるということで理解をしておりますが、例えば本町で言うならば、例えばグループホームの「おり姫」とか「穂の香」等が500平方メートル未満の複合型施設に入って事業を起こした場合には、これが、今回のが適用されるということで理解をしていいのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 水野議員の言われますように、500平米未満のこういう施設ができました場合、新たにまた入居した場合というか、そういう施設になった場合は、議員言われるとおり、この条例改正の中のその部分になりますので、それは議員の言われることがそのとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議会に提案・提出をされている議案にかかわっては、6名の方が議案質疑通告をされています。6名のうち4名が、この第39号議案に通告をされている。そのことについて、まず消防長はどう感じておられますか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） この質問の中で、6名の方のうち4名が第39号議案ということでございます。

全国的には、小規模なグループホームでの火災、老人の方たちが通報がおくれた場合、火災の感知がおくれた場合、煙等で逃げおくれるという、そういう事故が再三あります。それを防ぐためにも、消防庁のほうではこういう規制をしまして、いかに住宅を。

○14番（伊藤宗次君） そんなこと聞いとらへん。長々やるなや。

○消防長（酒井利津夫君） 済みません、議案説明の中での説明不足につきましては、申しわけありません。今後、十分に説明をさせていただくようにいたしますので、よろしく

お願いします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たまたま消防長がターゲットになったということで理解していただきたいわけですが、要は、私が申し上げたいのは、提出をされた議案に対する通告が6名ある。6名あるうちの第39号議案に対して4名が集中して出していると。しかも、内容は、複合型とは何ぞやということですよ。

6日か、議案説明会がありましたよね。議案説明会では、私は常々申し上げてきたし、3月まで副町長であった現町長にも何回ともなく口を酸っぱくして、議案説明会とは朗読会じゃないよと。説明会とは、名は体を示すというように、きちんと説明しなさいよと。朗読をもって説明となすと、そんなことはどうもならんということをさんざん言ってきたわけだ。

結局、あなたが今回、第39号議案でも、議案書の内容をつるつると読んで、じゃあ複合型とは何ぞやと、今回のメインは複合型でしょう。複合型を設置したら、自動火災の関係は免除しましょうと言ったときに、その議案のポイントはどこにあるかと言ったら、複合型だと。複合型の説明をきちんとするのが、そうすれば、別に通告の件数が少ないからいいということは申し上げません。申し上げませんが、こういう形の議案質疑通告の内容ではないはずなんですよ。

ですから、たまたま先ほど申し上げたとおり、あなたがターゲットになって辛い思いをして、かなんな今度の部長会議でしっかりターゲットでやたらんならんなどということを考えているような人がおっては困るわけだ。それは、ここに押しなべて全員がそうなんだ。全員が議案書の、あるいは議案関係資料の朗読をもって説明となすと、改めてくれよ。

中心的には、副町長が中心になってこられると思うけれども、そういうことの繰り返しでしっかり改まってこなかったのは、現町長が副町長の時代で、内部事務を統括するという言葉はあっても、統括はしてこうへん、野放し状態、放任状態、だから改まっておらんということをお願いして、設置の状況は、先ほどから議論がありますので、省きます。

2番目の自動火災報知器の設置の状況と確認の方法ということで、ことしの6月現在、69.5%が設置されておりますよと、こういうのが答弁であります。

そうしたときに、69.5%の設置というのは、どうやって確認したのか。ドイツへ行っ、「おい、どれだけ売れた」と、こういう計算の仕方もやってきましたよというのが過去の答弁だな。ドイツで買い物するのは、幸田町の間人だけじゃないわけだ。周辺の市町の人たちも買いに来るといことも含めて、設置の状況をどういうふうに具体的に確認したのか。確認作業の問題を明らかにしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） この確認方法でございますが、住宅の中に検査とか、その数値、個人情報でございますので、なかなか入っていけないということでございます。

私どもは、20年から確認方法として、当初は町内とか、幸田町に入っている業者、この辺が住宅の火災報知器をどのぐらい売ったかということで、それからイベント等の

アンケート、それから老人家庭のほうのひとり暮らしのほうの訪問とかということでアンケートをとりながらずっと調査をしてまいりました。

これでは、今議員の言われるとおりに、余りにも確実性が少ないということで、建築確認、新しい建物はすべてこの防災警報器が入っておりますので、その辺の確認申請の数の出てきたものについての数の確認等、そういう方法で、今現在、この69.5%の場合の、議員言われるとおりに、ちょっとアバウトというか、余りにもちょっと数字が他の市町と調査の違う場合は違ってまいります。

この辺がもう少し家庭の中に入って調査できれば、はがき等を出したりということができればいいんですが、なかなか個人情報の中で入っていけないという状況ですので、今の調査の中で、私どもはもう完全にこの既設のほうの警報器は設置していただいているという、PRも含めて、今後ともそういうイベント等の調査とか確認申請の中で数値を拾っていくということで、今後の調査もしていきたいと思っております。

以上です。

○14番（伊藤宗次君） アバウトだと言われれば、まさにそれに尽きちゃうわけだな。

ただ、販売個数、戸当たりで個数換算と、それからイベント等のアンケートだよと言ったときに、あなた方は、火災報知器は一つでいいですよという指導はしてへんわけでしょう。二つつけてくださいと、キッチンと寝室と、それで煙を感知するものと熱を感知するものと使い分けて、1軒の家で最低2カ所はつけていただきたいんですがということをおれば、例えば1万戸できましたよと、そしたら割って2になる。若干、一つで結構だというのを中とっていけば、7,500という感覚なんですよ。

ですから、結果的には、個人情報に邪魔して何ともならんわと言いながら、8月には個人情報はおっぱっぱになった、5月から含めて。個人情報はどんどんどん、せっせっせ運んだ人もおるわけだ。

そういうことは、片一方で個人情報を野放しにしておいて、片一方は個人情報を楯にして、住民の命と暮らしと財産が守られんというのは、そんな実態はどうもならんわけなんだな。

だから、そういう点でいけば、確かにあなたの言われるとおりに。玄関入って、消防ですが、あんたところ設置してますか。勝手なことを言うな、そんなこと、おれの家はおれが守るわなんていう、そんなことは幾らでもおるわけだ。そんなことはどうでもいいわ。

そうしたときに、できるだけ、一つは、実態として、新築の家はいいわけだ、義務づけられて強制されるわけだから。要は、既存の住宅の設置の状況ができるだけ確認できるように進捗するようあなた方の努力を今後期待したいということと、もう一つは、共同住宅、あるいは集合住宅、例えば賃貸等、分譲ならいいわけだ。分譲は、自分の物になるわけだ。だけれども、賃貸は借りておると大家の物になるのか、たな子の物になるかと言うと、大家はそんなものは手前の命だから、自分のところぐらい、そんなもの7,000円か1万円ぐらいのものは買ってくれよとなっちゃう。そんなもの、この建物はあんたの家じゃないか、建物が燃えたら、あんただってしょうがないんだからと、理屈はどうにでもなる。そうしたときの費用負担の実態というのは調査されておられる

かどうか。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 今後の調査につきましては、議員の言われるように、十分配慮しながら、できるだけ努力をいたしたいと思っています。

それから、共同住宅・集合住宅の報知器のほうの設置の負担でございますが、新築の場合は、完全に建築主が負担します。今後、そういうことで、大家さんとのそういう話し合いの中で、自分の安全ということで、今現在では個人で負担していただいているのが現状でございます。

お年寄りの場合は、福祉のほうからある程度の補助金が出ますので、その辺が現状でございますので、今後は数字のほうの確認と費用負担のほうにつきましては、説明させていただきながら、設置のほうをよろしくお願ひしたいということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

まず、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 今回の補正の関係で、3点ほどお尋ねをします。

最初に、町民税の2億円のプラス補正でございますが、これはこれとしまして、固定資産税とか都市計画税関係についてのプラスの余地がどういうふうに直して、それがあつたのかなかつたのか、計上すべきでないかと判断されたのか、その辺が1点。

それから、財政調整基金の扱いにつきまして、繰越収入と町税のプラス収入により基金の取り崩しをやめたと。減収補てん債の返済については、プラスになってきたけれども、前回の説明関係では、余剰が見込まれるような場合には、借金は少しでも早く返済していきたいというような説明でございましたが、こういう減収補てん債の返済というものについては、やっぱり当初計画したとおりの年度期間ごとに返済をしていくことに決められているのか、随時返済をしていくことができるのか、そのあたりの説明をちょっと聞いておりませんでした。こういうものについての返済の見通しとか計画などがございましたら、説明をお願いしたいということです。

それから、歳出関係の土木費につきましては、公園費の植栽工事1,600万云々ということがございますが、具体的にどのようなイメージで、どのようなことを考えているのか、そのあたりの説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町税のうち固定資産税、都市計画税の追加補正はあるのかという御質問でございますが、固定資産税・都市計画税は、土地・家屋の関係は非常に見積

もりが比較的しやすいということで、当初予算にそれらすべてを反映した形での予算計上をいたしてございまして、追加につきましては、期待できないという状況にございます。

なお、固定資産税のうちの中の償却資産につきましては、これは非常に各年度変動する要素がある費目でございます、これにつきましては、若干見込みを下回るというような、そんな状況にございます。

したがって、今後の収納率いかんによっては、減額するという形でまたお願いするというようなことにもなりかねないというふうに見ておるところでございます。

次に、減収補てん債でございますが、法人町民税の減収が生じた場合は、この減収補てん債の借り入れが可能であるということで、20年、21年、2カ年にわたって減収補てん債の借り入れを実施いたしてしております。20年で8億5,000万、21年で13億円と、合計にして21億5,000万の減収補てん債の借り入れを実施いたしました。この償還計画につきましては、規定では1年据え置き10年償還という内容でございます。

これら減収補てん債につきましては、借りる時期が決まっております。減収のあった年度に借り入れが起こせるということでございまして、そのタイミングを逸することなく、ほぼ満額に近い額で借り入れを起こしたわけでございます。

これらにつきましては、今のところ、先ほど条件を示しましたように、10年償還で返済をしていくという予定にいたしてございますが、この間に景気の好転等があり、税収増が見込まれるという財源が発生すれば、繰上償還というのでも途中でしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 45款土木費の公園整備に係る植栽の内容につきましては、相見の土地区画整理事業の中で九つの公園が予定されておるわけですが、今回は1から3までの公園、幸田高校から相見川の間に北鷺田の集落がありますが、あの間に三つの公園が予定されておりますので、その公園につきましては、あいち森と緑づくり税の10分の10という、歳入のほうも1,728万1,000円、10分の10の補助率でありますので、区画整理組合のほうが造成をいたしましたところへ町が県の補助を受けて植栽を、身近な緑づくり事業という形で、あいち森と緑づくり税を有効活用して整備を図っていくと。植栽等の内容につきましては、一般的な公園の高木・低木、そういった形で補正をお願いしていくものであります。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 歳出の民生費の福祉施設整備基金積立金3,000万円について

お伺いをいたします。

わしだ保育園の増改築の積立金という説明がございました。第5次総合計画には、保育園施設整備事業といたしまして、事業期間平成24年として、平成22年から24年の事業費3億2,100万円とございます。園舎の増改築に向けての具体的な進め方の説明をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、この福祉基金につきましては、説明の折には、わしだ保育園の増改築に限ったような受けとめられ方をする御説明をしたかもしれませんが、実際には福祉施設であれば、どういう施設でも対応していくという考え方でおりまして、将来、現在ございます福祉施設の老朽化による、わしだ保育園同様の大規模改修ですとか、新たな時代の要請で整備をしていかなければならない福祉施設も今後考えられると、そういう点で対応していくために、もともと1億6,000万ほどの基金があったものを保育園の整備等で減らしてまいりましたので、また少し積み立てられるときに、そういう将来に備えて積み立てるということで、具体的なスケジュール、考え方につきましては、参事のほうから補足をいたします。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） わしだ保育園の増改築の関係でございますけれども、住宅開発などによりまして人口の増加も非常にふえておるところでございます。

保育需要もふえてくるというようなことが考えられまして、施設の老朽化にも対応するという事の中で、今、検討を進めさせていただいておるところでございます。

基本的には、24年度に用地買収、また25年には何とか着工して完成をしていきたいなといったような、まだ大まかな考え方の中でのものがございますけれども、そんなような考え方を持っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 先ほど部長が答弁されましたように、やはり福祉施設の整備基金でございますので、わしだ保育園に限ってではないかなというふうに思いましたが、やはり説明のときには、わしだ保育園の増改築に合わせてという御説明がありましたので、私もそれを聞いたわけでございます。

例えば、今、1億6,000万円ほど基金があるということでお伺いをいたしました。大規模改修、わしだ保育園のほかに福祉施設で今予定されているものがあるかどうかということもお伺いをしたいというふうに思います。

それから、わしだ保育園の園舎の大規模改修でございますが、相見地区の住宅開発に伴いまして、園児の人数がふえるということも予想されてということもお伺いしたわけでございますが、やはりあそこも園舎だけではなくて、土地全体も駐車場も少ないし、そういうこともございますので、駐車場の件、また保育メニューのさまざまな充実を図る意味から、ある程度の大きな規模の保育園を、今後のことかというふうに思いますが、そういうことも予想された上でのわしだ保育園の増改築を望むものでございますが、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 先ほどの説明がちょっと下手くそで申しわけございません。

当初、平成14年に1億6,000万ほどで基金をつくりました。それ以前は、果実運用型で利息を福祉事業に充てるという基金で持っておったわけですが、それを取り崩しが可能な目的基金に改めたのが平成14年で、そのときに1億6,000万ほどございました。その後、菱池保育園ですとか、そういうところで取り崩しまして、今現在は9,300万の残高でございます。

今回、積み増しますと1億2,000万余の基金になるということで、将来考えられるものとしたしましては、老朽化が進んでおる、昭和50年代に建設をしました老人福祉センターですとか、あと幸田保育園ですとか、そういうところは徐々に大規模な改修が必要になってくる可能性がございます。

また、借地の上の施設もございますので、地主の都合で何らかの対応をせないかんようなことも考えられます。そういうことで、備えていくというものでございます。

保育園関係は、参事からです。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） わしだ保育園の関係でございますけれども、先般の一般質問でもいろいろ御意見もいただいております。私どもとしても、こういった保育需要に対しまして少しでも何らかのことを考えていかなければならないというようなことを思っております。

そういった部分については、今後、十分また考えてまいって、その対応について具体化を図っていききたいなということを思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 年度中途、まさに9月は年度の中途に当てはまるわけですが、年度の中途の中で補正予算が、まさに年度末で精算をするという内容ですよ。歳入で6億円、歳出の中で5億円、差し引き1億円。1億円のうち3,400万が起債減、今話もあつた福祉基金に3,000万、生活保護の3,000万、残りはちやんと、こういうことですよ、ざっと言えば。

そうしますと、年度中途で町長に就任をされて、あなたがこの補正予算の骨格にかかわったかかわらないかは神のみが知るのみであります、町長、あなたはもちろんあなたの名前で出しておるので、それはそうだわと言うしか手はないけれども、年度中途の6億円からの歳入があっても何もしないと、結果的にはね。ということで、あなたは承知しとると思うけれども、どういうお考えを持っておられるの。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の補正予算につきましては、私の提案でございますので、私が提案したということでございます。

いろいろなお考えはあろうかと思っておりますけれども、現在のところ、駐車場の購入だとか、中央小学校の問題とか、いろんなものが今まであつたわけでありまして、今回につきましては、用地の購入とか、それから生活道路の整備のための土木関連の費用、

そういうもの、それから福祉施設につきましても、将来を見込んで基金に積み立てをさせていただくと、そういうような状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後段の部分は、次に私が質問をする内容であります。

前段の部分で、いわゆる通常、この9月の補正で内部事務的にだっと進めてきて、議会運営委員会にどうだと言ったときに、まだ各課からの調整がありまして、最終調整が残っておりますので、しばらくと言って、なかなか示さんのだ。

あなた、8月22日に選挙の結果が出て、8月23日の日に当選証書の交付を受けた。それは、私の提案と提出だと、それは議案書が「近藤徳光」ということにはならんのは当たり前です。私がお聞きしているのは、内容についてもあなたが責任を持って計数精算等含めた形の中で提出をされたものですかと、こういうことをお尋ねしとるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 継続的な内容でもございますし、私が最終的に判断をさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その継続性というのが、よく意味はわからんわけですが、継続性というのは、要は思わぬ町税の収入があって、繰り越しもあったと、いわゆる自主財源の中の財源が生まれたから、そんなものはみんなため込んじゃえと、これが継続的な考え方ですよ。そうしますと、今言ったように、財政が厳しいから蓄えるということですよ、結果的には。

そうしたときに、「角を矯めて牛を殺す」と、こういうたとえになりませんか。「角を矯めて牛を殺す」というのは、牛の角は曲がっておるわけだ。この曲がり方がちょっと見苦しいからといって、直そう、直そうと思って一生懸命やっておったら、牛が死んじゃったと、こういうたとえだ。

つまり、町の財政が厳しい、厳しいということだけ正面に出して、6億円からの財源を住民の暮らしに役立つように、支援をするように役立てて使うということよりも、財政が厳しいということを言えば、何でもクリアされるような形の中で基金を積んでいく、財政調整基金37億円と、こうなるわけだ。

だから、そうした点で、いや、継続性がどうのこうのということじゃないんだ。継続性がどうだこうだということを言われると、何のために町民の審判を受けたのかと、今はじっと耐えて忍ぶだけだと、こういうことを訴えられてきたわな。確かにそうだ。

しかし、現に年度途中で6億円からの財源がありながら、5億円は基金に積んでいくと、あとは精算的にちゃらちゃらちゃらちゃらとやったと、ここにあなたの思いがあるのか、政策があるのか。

8つの誠、確かな力、こういうことを言われた形の中で、めぐりめぐってきたあなたの手によって補正予算が組み立てられることができる、その財源が自主財源として6億円出てきたよと。そうしたときに、継続性だど。いわゆる、せっせせっせと基金積み込んでいくということは、「角を矯めて牛を殺す」、このたとえになりませんかということをお尋ねしとるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の補正予算につきましても、借りたものを今のうちに返したほうがいいものについては返して、そういうような全体的な形を見て、今回の形にさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ことしは、近年まれに見る猛暑という形で、つい最近も気象庁が来年度も、ことしのような形の中で推移するかはともかくとして、地球温暖化の傾向は引き続きなあって、猛暑になる、そういう傾向はこれからもだんだん顕著になりますよというのが気象庁の見解であります。

そうしたときに、これだけの財源が生まれたときに、じゃあ猛暑対策はあなたは考えられたことがあるのかと。まさに、猛暑の真っ最中にたすきをかけて背広着て、御町内の皆さんとやって、その思いはいかほどかなと思うけれども、率直に言って、候補者は先頭になるには、少々暑くたって、寒くたって、そうこたえへんのだ。周りのちょうちん持ちがえらくて、それが実態だ。

だもんで、あなた自身が猛暑の中で、熱中症になるか、なるかと、熱中症になるやつはたるんでおるんだと、こういう気持ちになるのは候補者の心理だ。私も候補者、いろいろと暑いときもやったこともあります、みんなが暑いなというときになるよりも、自分が一生懸命になっておると、何とかやれば熱を消却すると言って、そういうたとえの一つのあらわれだと、そういうことが先行しちゃって、猛暑対策をやられなかった。猛暑対策というよりも、もっと率直に言えば、熱中症対策ですよ。

例えば、これから、ちょっとこれからだんだん秋になっていくけれども、次の夏を待ってのはとても間に合わんわけなんですよという点からいけば、学校や保育園、その教室や保育室などで熱中症で子供たちが倒れたり、病院に運ばれたり、ひょっとしたら亡くなってしまうと、こういう状況だって当然想定されてくるわけですよ。そうしたときに、こういう予算がありながら、あなたが継続性だと言って手をこまねいてやってきたときには、それは政治の責任ですよ、行政の責任ですよ。

そういう点から言って、その猛暑対策、熱中症対策、あなたの町長選挙に一生懸命になっておるときも、国を挙げて、そこらじゅうでいろんな問題が出て、熱中症対策をせないかんというのが出てたわけです。それには思いが至らなかったわけですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、猛暑対策の件についてお話があったわけでございますけれども、実は私どものほうも、教育委員会、それから福祉部の関連につきましても、今回のこういう38度ぐらいが続いているという、三十何日も続くというような状況下をかんがみまして、内部で調整をいたしております。

今後、どういうふうにするかにつきましては、最終判断をさせていただこうかと思っておりますけれども、一応、そういう内部検討をいたしておることだけ御承知おきいただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） とりあえず、6億円のうち5億円はぱっとポケットの中に入れちゃ

ったけれども、さあ知らんはな、政治の責任だ、行政の責任だと言われたら、黙っとらんと、こういうことですが、国の政治のほうもどんどん変わってきとるんですよ。

今まで生活保護費の中には、冬季加算というのがあった。いわゆる冬、ストーブをたくとき、石油代がえらいからと、灯油代がえらいからと言って、通常の時期の生活保護費に冬季加算と言って、暖房をとるための熱の費用は加算されておったわけです。しかし、夏の暑いときは、うちわと扇風機で過ごせと、これが今までの生活保護費の内容です。

しかし、生活保護を受けている人たちの中で、熱中症でばたばた倒れて亡くなった方も見える。なぜクーラーをつけないのかと言ったら、クーラーをつけたいけれども、お金がないし、クーラーをつければ電気代が要ってしょうがないと。

ということで、いろんな事例が出てきて、生活保護費に関しては、13日、これは参議院の厚生労働委員会が開かれて、その中で長妻大臣が「冬季加算はあって夏季の加算がないというのは、やっぱり理屈に合わない」と、「今後、こうした猛暑が続くということが想定されてくる。そうした点では、夏季加算は検討します」と、まだやるとは言っとらんわけだ。やるとは言っとらんけれども、国会で検討すると言った内容は、幸田町の検討というのは10年先でも検討だけれども、国会の中で検討と言ったら、何とか形にするわけだ。という点からいけば、早晩、この年度中には、生活保護費にかかわる夏季加算が実現するであろうと、こういうことなんですよ。

そうしたときに、生活保護の水準にある人たちが加算をされてくるけれども、まだまだ幸田町は財政力が1.15と、不交付団体と、基金も合わせて72億円と、教育基金もあります、福祉基金もあるし、そして自由に使える財調もある。財調が37億円と、こういったときに、国のほうも熱中症対策でクーラーをつけましょと、クーラーをつけたら電気代を加算しましょと、こういう今の全体の流れですよ。

今、町長も言われたように、教育委員会、福祉の部門で、じゃあこれからどうするのだということを今検討し始めたんで、その検討というのは、まさにその成果はごろうじると、こういうふうにとめていいですな。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私が教育委員会に指示したんじゃないんで、教育委員会はやっぱり自分のところでもうそういう状態を十分に把握しながら、私に進言をしまいであります。福祉部におきましてもそうですけれども、そういうことですので、私も十分今から内容を精査しながら考えさせていただくということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） わしはそんなもん知らんかったと、教育委員会が勝手に言ってきたもんで、それは乗っていかんとしょうがねえなと、こういうことですよ。

こういうふうにあるんですよ、学校環境衛生の基準というのがある。その学校衛生の基準で、教室の望ましい温度は、冬は18度から20度、夏は25度から28度だよということですよ。

さらに、細かい指示が今度新しく出ましたよね。それは、教室の温度を必ず記録をすることと。それで、県や市町村、教育委員会が責任を持って地元の業者に設置させなさ

いと。大手をぼんと持ってきて、安上がりなら何でもいいと言ってぼこんと大手が持っていったのじゃなくて、地元業者の育成も含めて、地元業者にクーラーなどは設置させなさいよと、こういうことですよ。クーラーを計画的に設置をなさいと、こういう具体的な内容も出てきている。

先ほど申し上げた、この学校の環境衛生の基準、私が申し上げた数値に誤りがございましょうか、教育委員会。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 学校の環境衛生基準であります。若干違ふと。今、伊藤議員は「望ましい温度は」というふうに言われましたが、私の理解だと、教室温度が望ましいのは10度以上30度以下ということで、ただし児童・生徒等に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件はという数字で、先ほど伊藤議員が言ったように、夏場で言いますと25から28度程度であるといった内容でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、あなたの言うとおりです。

学校ごとにそんなものは勝手にやれというのが今の国の基準でしょう。学校ごとに、今言ったように、10度から30度という幅があつて、あまえたちのことはおまえらでやれと。

それじゃあいかんからということで、国の国会の議論を通じて、国はその望ましい基準として18度から20度、25度から28度だよと、こういうことなんで、そんなところでかみついてくるな、おまえ。要は、かみつく暇があつたら、ちゃんと設置せよということなんです、質問の眼目は。

だから、町長は横向いて、おれは知らん。おれの来る前に勝手なことを決めてやがるという、どうもそういう手合いがうかがえるわけだけれども、そうじゃなくて、教育委員会も、福祉部門も、もっと言うなら公共施設が、多くのところの公共施設は避難場所に指定されているわけでしょう。避難場所を指定されたときに、冬はストーブがある、夏は扇風機がある、うちわがある。こんなお寒い避難場所が放置されておつていいかどうかという点でいけば、統括的に町長が調整をしながら、何を優先すべきかというのは当然ですよ。

しかし、体力的にも、環境的にも弱い立場にある人たちを優先していく、そして公共としての避難場所が指定されているところの整備を進めていくという順序立てをしながらそれはやっついていかなあかんですよ。町長、そのおつもりはありますか。

わしが知らんときに教育委員会が勝手に動いてやがると、そんな答弁はねえぞや。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大分逸脱してお考えになつていようでありまして、私はそんなことは一切申し上げておりません。

組織がそれなりに動いて私に進言して、こうしたらどうでしょうかということが私が待っていることでありまして、これを私が無理やりああだこうだというよりも、所管が一生懸命そうやって考えてくれる、これがやっぱり新しい行政の進め方だというふうに思っております。

私は、先ほど申し上げたように、福祉部におきましても、教育委員会だけじゃなくても、福祉施設だとか、いろんな施設の全体を包含して考えなければいけない問題だろうと思っています。

これは、将来的にも温度が、どうも気象庁の温度も今後まだまだ上がっていくという予想がされています。ことしだけこれだけ暑いのかというのじゃなくて、今後も温度が上がっていくと、そういう予想もございます。

そういう面で、先ほど申し上げたように、十分に所管とも調整しながら考えさせていただくということでございますので、伊藤議員が教育委員会が勝手にやっている、そんな話は一切ございませんので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、先ほどちょっと答弁漏れがあったようなことでございまして、衛生基準の中で、毎日温度をはかるといったようなことがございまして、私どももこの夏場については、学校に来ているときには、毎日温度をはかっております。教室と、それから運動場と体育館の3カ所で、原則的には午後の1時であります、について毎日をはかっておるところでございます。

そのような結果から、ことしは特に暑いということもあって、私ども教育委員会としましても、今までは財政が厳しいのでということでありましたが、そろそろどうですかといったようなことを町長に意見具申を行いました。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まず、1点目の用地の関係につきましては、資料の提出をいただきました。

二つ目、代替用地の所在地、地番、地目、地積、平米単価、これについて説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今回、土地特会をお願いする土地でございます。

所在地は、幸田町大字大草字丸山19番地でございます。地目は畑、地積面積は1,003平米であります。

単価につきましては、従来の金額と同じ5万600円を今予定をしております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の内容は、先ほどちょっと確認、あくまでこれは代替地だな。代替地で、それはだめだよと。そうしたときに、この中でどこが解消されますか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在、具体的にこの土地の代替といったことはございません。

そういった候補地はあるわけですが、まだ具体的なことではございません。将来に向け

てといったようなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案、第44号議案、第45号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第43号議案、第44号議案、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 介護保険の積立基金についてお尋ねします。

介護保険というのは、毎年毎年規模がどんどんどんどん増加しておりますが、今回の補正で積立基金2,382万4,000円と計上がありますが、これの基金の具体的な目的というものについて、ちょっと説明の聞き取りができませんでしたので、そのあたりについてお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 介護保険におきましては、平成12年から行われておりまして、3年を1期として保険料、それから事業計画等を定めるようになっております。

今、第4期が平成21年から行われておるわけでございますが、基本的にこの3年間は保険料が一律でございます。しかしながら、議員おっしゃられるように、年々増加してきます。給付も伸びてまいりますので、3年間同じであるということで、基本的にはその必要な保険料を賄うということになりますと、1年目は黒字、2年目がとんとん、3年目は赤字と、こういうふうには保険料を本来設定するところでございますが、3年目の赤字になるときに切り崩して補てんをしますと、こういうために設けられた制度でございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案、第48号議案、第49号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第47号議案、第48号議案、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

まず、6番、足立嘉之君の質疑を許します。

6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） この項では、農業農村整備事業費、県営土地改良事業費の8,014万1,000円について伺いたいと思います。

これでは、ちょっと議案説明会のとき、この金額は大井池と不動ヶ池に関しますよという説明まではいただきました。この内容・内訳について伺いたいと思います。

この大井池、昭和11年4月起工式、昭和18年に竣工を迎えております。当時のお金で、大井池は総工費44万円ということでできております。目的は、田畑のかんがい用水の確保、なくてはならない施設であります。今では防災ダムであります。すべて人

力のみでこの池は築造されていると聞いておりますが、築後67年目を迎えて、本体が非常に傷んだということで、本体補強及び洪水ばけの改修工事が一応22年度で完了の運びとなるということでございます。この金額8,014万1,000円の内容・内訳について、改めて伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） ただいまの農林水産業費のうちの8,014万1,000円の件でございまして、これにつきましては、21年度に事業完了いたしました不動ヶ池の事業に対します負担金が6,499万8,000円、それから今年度、22年度で完了予定で、21年度におおむね完了いたしました大井池の防災ダム事業の負担金が1,416万6,000円、それから一部、地域用水環境の整備、附帯の関係で97万6,000円ということで、合計が8,014万1,000円でございます。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） この大井池の堤体は、道路、生平幸田線を兼ね備えての構造となっており、当初計画では、道路幅は改修前が5メートル、この大井池の改修と同時に、この道路幅は6メートルの幅で計画されていたわけですが、でき上がってみると、現状は5メートル幅で竣工しております。いつの時点でこのような計画変更になっているのか、堤体のかさ上げ高、当初計画1.3メートルを実際には1.2メートルに変更され、この変更の理由を伺いたいと思います。

また、補強のための盛り土、内側2,400立方メートル、外側3,600立方メートル、こういう計画になっていたわけですが、実際にはこれが実施されているのか。工事量を減らせば、工事費はどんどん少なくなるわけだが、この辺はどうであろうかと。

また、全事業費のうち6%が幸田町の負担金と、こういうことになっておるとは思いますが、当初計画と比べて幾ら安くなったのか、変更分を伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 4点ほどのお尋ねでございます。

まず、道路幅の関係でございますが、現在、道路幅、有効幅員5メートル、総幅で約6メートルということで、これについては、当初から総幅約6メートル、有効幅員5メートルということで、変わっていないというふうに思っております。

それから、かさ上げの関係でございますが、基本構想の段階、確か1.3メートルであったかと思いますが、流域面積の確認だとか水計算等を行った上で、詳細設計をした段階で1.2メートルということで、事業実施に入りましてからは、当初から1.2メートルでございます。

それから、補強のための盛り土でございますが、全体の盛り土量でございますが、上流側、水のあるほうの盛り土が約3万、下流側が約2万立方メートルの補強の実施をしております。

それから、6%の地元負担と申しますか、町負担額でございますが、当初の計画でございますと1億2,000万ほど、それからまだ22年度の工事は完了していませんので、変更等精査がございますが、予定負担額が約9,000万ということで、3,000万ほどの減額になってくるかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） それでは、3番目に、当初予算では、大井池の改修費20億800万円となっていたわけでありましたが、今年度で工事完了とのことでございますが、今年度の事業報告によれば、14億3,900万円ぐらいでできるというような感じで報告されています。当初計画と比べまして5億6,900万円ほど安くなっていると、こんな当初計画と違うということ、工事そのものが大変心配になります。

例えば、家を仮につくるとすると、値段に見合った家の材質となります。材質が落ちる心配があるということでもあります。

5億6,900万円も安くて、一応これで完成だよというようなことになると、安くなった大きな要因は何なのか、また途中で「安物買いの銭失い」というようなこともございまして、安ければ安いと、それなりの製品で仕上がるということが心配されます。

それから、また途中で耐震補強の問題が出ていましたが、この点の計画はクリアしているのかと、幾つの震度まで耐えられるのか伺って、終わりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 事業費の関係、非常に大きく変わっておりまして、私どもも県のほうに再度確認をしたところでございますが、その減額理由といたしましては、実施設計を実施、積算を行ったことに精度を上げたといいますか、そういうことに伴います減、それから請負差金、コスト縮減ということで、工法的に石張りでのり面を張るということをお予定しておいたものを芝に変更して実施をしたというようなことで、金額が下がってきております。

それから、もう一つ、安全面の耐震の関係でございますが、地震につきまして、震度幾つということよりも、今で計算しますと、地震エネルギーが幾つでという計数的なものの計算でやってみえますので、震度幾つという形では即答できかねますけれども、兵庫県南部地震、それから中越地震などの同規模の地震には十分耐えられる設計だということ聞いております。

ちなみに、御存じでございますが、兵庫県南部地震は震度7、中越地震は震度6強ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、足立嘉之君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般会計の決算認定について、お尋ねしたいというふうに思います。

まず、前々から問題になっております滞納の未収金の問題でございます。保育料並び

に学校給食等の未収金について、ふえ続けている実態がございますけれども、この問題についてどう対応され、またその解決についてはどのようなになったか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、2番目に学校給食センターが昨年の9月から新しくオープンをしたわけがありますけれども、この学校給食センターの委託契約について言えば、偽装請負に当たるといようなことが指摘もされております。この対応について、その後どのように検討をされ、その解決策についてお尋ねしたいと思います。

次に、保育園のエアコンの設置状況は資料にして出させていただきました。ことしの夏は猛暑ということで、とてもクーラーがなければ過ごせないという、こういう中で、子供たちの健康への被害が非常に心配される中で、保育室について見ればどうかと例えば、深溝保育園から菱池保育園、新しい園について言えば、保育室について言えば、冷暖房管理ということで整備をされてきておりますけれども、そういう中で、順次、遊戯室や職員室、休憩室、給食室、これも順番に整備をし、そして古い園舎である里保育園についても、保育室にクーラーを設置するというような保育園の保育行政の中の取り組みが進んできたわけでありまして、残念ながらその後全然進んでいなくて、ごらんとおりの状況であります。一日を一番暑い中を過ごす子供たちの保育室の対応について、どう進めるのか、お尋ねします。

次に、学校のエアコンの設置でありますけれども、私はこの問題を前々からずっと取り上げてきておりまして、せめて学校に扇風機をと、こういう子供たちの声にこたえながら何度も取り上げてきたわけでありまして、残念ながら、1教室当たり扇風機を設置すると、1教室当たり16万かかると、とても対応できんよと、お金がない、そういうことをずっと言われ続けてきて、もう扇風機ではどうにも過ごせない。せめてクーラーもということも言っていましたけれども、昨年も全然その対応がなされませんでした。

ところが、ことしは本当に猛暑、猛暑、猛暑で、とても過ごせない。そういう中で、幸田中学校におきましては、9月11日の土曜日に体育祭が行われました。この体育祭の中で熱中症対策をとりながら子供たちが競技をするという状況の中で、本当にこの熱中症対策はもう避けて通れない問題となってきております。

文部科学省も基準を出してございまして、これも前にも何度も取り上げてまいりましたが、夏季の25度から28度、これが望ましいというような基準を出している中で、唯一対応してきたのが、熱中症対策としては、WBGTの1台当たり5万円の機械を各学校に配置するというものでありますが、もうこれではとても間に合わない状況であります。

伊藤議員も質問をされましたけれども、あわせて私はもう来年度、新年度予算に盛り込んで熱中症対策を進めるべきではないかというふうに思います。

環境省が、もうこのような自治体がどのような対策をとるべきかということで、各自治体に通知をするということでございますので、これはやはり新年度予算に盛り込まなければならない具体的な事例であります。ですから、この具体案を示していただきたいということと同時に、保育園、それから学校の教室すべてにエアコンを設置をするとし

た場合の費用について、これは決算特別委員会で結構でございます。この費用について出していただきたいということでございます。

次に、このエアコンを設置する場合、文科省が補助金の対象としているわけでありませうけれども、そうした補助金の対象がまだ継続しているのかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、学校図書の充足率と司書の配置の充実であります。この司書もすべての小・中学校に配置されているわけではありません。かけ持ちをしながら対応をしているわけでございますので、これをすべての小・中学校に配置できないかという問題であります。

次に、ごみ袋販売による純利益についてお尋ねしたいと思います。

決算の成果の説明書の中には、製作枚数と販売枚数を表示をしております。これで確実に出るという問題でもないわけでありませうので、取り扱い手数料もございませう。それがどの程度あるのか示されておられませんので、この原価、手数料についてお答えがいただきたい。

それから、中央公民館についてであります。ことしの6月から公共施設の全面禁煙に踏み切ったわけでありませう。中央公民館もその例に漏れず、その対象となっておりますわけでございますが、そうした中で、じゃあどういふ喫煙家の方がどういふ対応をとられているかという問題であります。これは具体的に目で見ると確認をするということで、その対応が求められるわけでございますけれども、公共施設と民有地の間のところに行って喫煙をするという、こういう状況が今の状況ではないかというふうに思ひませうけれども、そういう問題もどうクリアをしていくのかということと同時に、この中央公民館をもう少し利用者の方が利用しやすいと、ちょっと休憩も兼ねて、もう少し利用者の方の利便性を考えた施設に改善する、その気があるかということでございませう。

現在、教育委員会があちらのほうに一部移って、そして託児室の部分を、これはなくしてしまつて、そしてこれを事務室として使っている状況であります。

例えば、公民館で託児つきの講座をする場合、託児室がないという、こういうような、本来施設をつくつたときにはそれがきちつと設置されていたにもかかわらなう、そうした事務室として使っている状況の中で、やはりもう少しこの中央公民館の見直しを含めた形で、利用しやすい施設、そして自主活動するグループも自由にといひませうか、もっと使いやすいという、そういうような施設にすべきではないかなというふうな、4年間経過する中で住民の声が出てきておひませう。その点についてお尋ねしませう。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） まず、保育園関係の御質問に対して御答弁申し上げていきたいと思ひませう。

まず、未収金の状況でございますが、実施時、それから私的契約時、延長保育の保育料ですとか、また主食代というのがあるわけでございますが、この辺含めまして、20年度までの滞納分が76万3,670円、21年度分が90万8,800円、合計167万2,470円ということでございませう。

保護者の数にいたしまつて、23名分というようなことでございませう。

前年度と比較いたしまつても、増加をしておひませう。電話や訪問、また

保育園での直接御父兄に対する園長から催告などもさせていただきまして、手を尽くさせていただいておるわけですが、御案内のとおり、景気の低迷、こういったようなこともございまして、こういった関係から大きくそういった未納が伸びてきておるといった実態ではなかろうかというふうに思っております。

未収金対策でございすけれども、今後もやはり粘り強く催告、また分納による時効の中断ですとか、債権確保に努めまして、少しでも未収金の減少に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、保育園へのエアコンの設置の関係でございすますが、これまでも3歳未満児の保育室を中心に空調設備の設置を進めてまいったところでございます。

本年度、里保育園の遊戯室に導入をいたしまして、未整備の施設につきましては、5保育園、坂崎、大草、わしだ、幸田、豊坂、この五つの保育園の3歳以上児の保育室25室、それから上六栗の支援センターの2室と、計27室でございます。

この今後の対応につきましては、先ほど伊藤議員の御質問にも町長からの御答弁もありましたように、今後の内容について十分また検討させていただいて、計画的に進めていきたいということでございすので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、1点目の給食費の未収金の問題であります。どのような対処の方法ということではありますが、現年分につきましては、学校徴収金ということで、学校のほうで集金等をお願いしているものでございすますが、過年度分につきましては、私どものほうで滞納整理を実施しております。

ちなみに、21年度につきましては、未納のお知らせを通知したり、またその後、納入または連絡のつかなかつた家庭の滞納整理を実施して、収納に努めているところでございます。

また、家庭の状況等が変わつてということもございまして未収金ということも場合によってはあるかということで、就学援助制度のお知らせ、今までですと年度当初にお知らせしていたわけですが、これを2学期にも、ことしの9月にはもう出しましたが、という形で、就学援助の周知もしているといったようなことで、滞納整理、未収金の減少に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の給食センターの偽装請負の件でございす。

これは本町ではなくて、新聞報道等でありまして、私どもも県のほうに問い合わせをしたわけですが、中身的には、自治体の栄養士、私どもでたとえで言ひますと、県費負担の栄養士、また栄養教諭が委託先の、例えば幸田で言ひますと、学校給食会の調理員に直接指導・指示をすることは偽装請負の疑いがあるといったようなことで、是正措置がとられたといったような内容でございす。私どもも今まではそのような実態でありました。

ということで、本町でもこの事件と申ひますか、事例を契機にしまして、給食会の指導等は直接調理員ではなくて、給食会の会長、あるいは常務と打ち合わせをして、そこからまた給食会の職員に伝達してもらつてといったような形で業務を行うようにということで、事業の適正化に努めておるところでございます。

それから、エアコンの関係でございます。議員言われるように、以前から扇風機、あるいはエアコンを設置したいといったような状況で承っております。財政厳しいということで、先送りをしてきたわけでございますが、さすがにことしの夏はぼちぼち限界かなといったようなことで、予想を上回る猛暑だったということもあります。ということで、そろそろエアコン、あるいは扇風機の導入について考えていく必要があるといったようなことで、町長にも申し入れたということでございます。

また、先ほど環境省からの通知と言われましたが、これは私どもはまだちょっと届いておりませんので、中身は承知しておりません。また、費用の関係でございますが、文科省からの補助事業は、今はちょっと名前が補助じゃなくて交付金という形ではありますが、そういう制度はまだ残っております。基本的には3分の1であります。本町の場合でいきますと、不交付団体ということで、7分の2という割り落としされた交付率であります。1校当たり、ちょっと正確な数字は忘れましたが、40万弱、30万から40万の間だというふうに記憶しておりますが、それぐらいの交付金の単価ということで制度は続いております。

それから、学校の図書館の関係でございます。

まず、司書の配置であります。幸田町では、司書教諭というのは学校の先生でございますが、すべての学校に配置しておりますが、いかにせん兼務をしているといったようなことで、なかなか図書館活動のほうに十分な労力を注ぐことはできないという状況もございまして、町単独で3名の図書館の嘱託員を配置して図書活動の充実に努めております。当面、現状でというふうな形で思っております。

それから、中央公民館の関係であります。敷地内は禁煙ということで、庁舎に準じた形で同じような対応をとっております。喫煙者の方たちにもそういうようなことでお願いをして、協力を仰いでいるところでございます。

喫煙場所もあってもいいのではといったような意見もありますが、現状、そのような場所もないということであります。

そういうことで、そういう施設もつくってはどうかといったような提案もひよっとしたら入っているのかなと思いますが、当面、現状で喫煙関係についてはいきたいというふうに思っております。

それから、ことしから生涯学習課と施設管理課が入れかわりまして、生涯学習課が向こうに行きまして、スポーツグループのほうが今までの事務室に、そして生涯学習グループのほうは今までの託児室に事務室を構えております。

託児室の利用につきましては、今まででも余りといいますか、ほとんど利用がなかったといったようなことでございます。

それで、現在、そういう形で生涯学習グループが事務をとっておりますが、託児をやめたということではございません。託児の希望があれば、あいている会議室を使って託児をやっていく予定でございますが、今年度に入っておりますが、現時点でそのような実績はございません。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） ごみ袋販売による純利益ということでございますが、純利益という言葉がちょっとどうかと思います。まずごみ袋の製作からですが、製作枚数が110万枚で、その製作費用でございますが、761万8,800円、それから製作した物を保管、販売していただく売り払い業務委託料が440万、合計1,201万8,800円という費用がかかっております。それに対しまして、販売したお金が3,850万円でございます。

それで、施策の成果のほうの80ページにございます家庭用ごみ袋作成費ということで、作成枚数につきましては、ここの数字で結構でございますが、販売枚数というのはどうしたらわかりやすいかなと思って、このこちらのほうに54万枚、37万枚、11万枚ということで書いてございますが、これにつきましては、販売、保管管理等を委託しておりますJAからの出庫枚数を書かせていただいたということで、町から出ているのは、製作枚数を、即、JAのほうへ出してありますので、ちょっとこの販売枚数という言い方、町から売ったのだと製作枚数イコールでございますので、ちょっと紛らわしいかもしれませんが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

それで、製作に要した費用と、それから販売手数料、それと売り払った金額の差でございますが、2,648万1,200円ということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 保育料と学校給食費等の未収金について言えば、制度でできるものはやはり制度できちっと対応するというようなことで対応していただきたいと思っております。

非常に今、景気が低迷をして、若い世代の就職先がなかなかないという、こういう状況の中で、厳しい状況が続いているわけですので、この保育料についても、当年度、保育料は前年度で算定をされます。ところが、失業すると、即、収入がないという状況の中で、こうした保育料の滞納ということにもなります。

そういう状況の中で、これが滞納繰り越してしまおうということでございますので、やはりこの保育料も当年度でそういう収入が激減した場合は、当年度で算定をし、そしてそれを減免とするような、そういう内容に改めるべきではないかというふうに思っています。

この問題も再三やっておりますけれども、このように保育料等の未収金が増えてくる状況、こういう内容をきちっと分析をして、そうした当年度での規定に変えて、そういう対応をしていく、そのおつもりがあるかどうか、お聞きします。

学校給食センターは偽装請負ではないよということでもありますけれども、じゃあ委託契約について、きちっとそのようなことを盛り込んで現在対応し、偽装請負というふうに指摘をされない問題が解決をされてきたのかという問題であります。それはそのようになっているのかということでもあります。

直接的には、学校教育委員会が学校給食の毎日試食に行くわけですね、職員が。そういう状況もするわけですので、何らかのやはり指示命令、改善命令というのが出るわけでございますが、そうした点について、この委託契約の中でその辺のところはきちっとされているか、その点についてお聞きします。

次に、保育園・学校のエアコン設置であります。保育園は私は即開始をとということで対応すべきだというふうに思います。

学校と違って保育園においては、一日じゅう猛暑の中も保育をされているわけでありますので、こうしたのが学校と違って夏休みがない。こういう状況の中で、本当に来年からもこうした酷暑が続くというようなことも報道されている中で、子供たちの健康面にも及ぶというふうにも聞いております。そうした状況の中で、新年度予算にどうかということでもあります。

学校の、先ほど教育部長は扇風機をというようなことを、何だか葬り去ったような扇風機がまた息吹を吹き返してきたような気がするんですけども、今、本当に扇風機ではとても対応ができないというのは、ことしの猛暑の温度であります。

30度を超えると、今までは30度超えというのはなかなか少ないという状況の中で見送ってきた経過がありますよね、扇風機も。そして、学校は夏休みがあるから、必要はまだないという、こういうような対応もされてきたわけでありますけれども、もう今は9月に入っても30度超えと。30度はまだ涼しいねというような、こういうことが聞かれるようになった今の夏場の環境状況の中で、私はもう全体の空気の温度を下げるとするならば、もうエアコンしかないというふうに思います。

そうした状況の中で、現在、ほかの自治体がどのような対応をされているのか。愛知県は、こうした扇風機やクーラーを設置しているところが非常に少ないわけですが、全国的に見れば、もう文科省のほうでもエアコン設置というような方向も出してきておりますし、また愛知県の県立高校はエアコンですよ。ですから、やはりもう扇風機ではなくエアコンを設置をする、こういう方向で動いていくべきではないかと思えます。

次に、図書の充足率については、お答えがありませんでした。学校別に答えていただきたいということで、これは資料を提出していただきたいと思えます。

中央公民館であります。改善の考えについて再度お尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 保育料の未収金、現年の所得によって保育料の試算というんですか、積算というものを考えてはどうかという、今まで御意見もいただいております減免制度の関係も含めてということであろうかなというふうに思っておりますが、私どももこういった減免制度につきましては、以前からのそういった御意見の中でいろいろと今検討を進めさせていただいております。基本的には、まず納付していただくということが基本ではあるわけでございますけれども、他の市町村の例も参考にさせていただきながらということ今進めております。

ただ、やはり以前から申し上げておりますように、所得の把握の問題ですとか、そういった部分というのがやはり一つのネックになっておるというようなこともお聞きしておるところでもございます。

また、税法の扶養控除の関係での影響というものも、保育料の額に影響してくる分もでございます。こういったものも一体として考えていきたいということで、今、進めさせていただいておりますので、もうしばらく御猶予をいただきたいとい

うふうに思います。

それから、エアコンの関係でございますけれども、すぐに対応すべきということでございます。御案内のとおり、夏休みも保育園にはございません。また、そして体温調整も難しい乳幼児ということで、今まで低年齢の児童につきましてエアコンの設置を進めてまいったところでございます。

担当としましても、町長とよくその辺について協議をさせていただきまして、今後の対応というものをよく調整をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、給食費の未納について、制度の活用ということでございますが、先ほど申しましたように、2学期に入ってもこの制度について全世帯にチラシと申しますか、案内をしたところでございますが、その中で年度途中でも申請、あるいは受け付けをしますよといったようなことも明示してございます。

そういったことで、この制度を広くもっともっと周知して、この未収・未納問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、給食センターの偽装請負の関係で、契約でございますが、今年度、今、契約を結んでおまして、その中ではそのようなことは具体的には書いてございません。そのような誤解を招かないように口頭ではやっておるわけですが、来年度の契約をするに当たっては、そういうようなことも考慮した契約書にしていきたいというふうに思っております。

それから、エアコンの関係でございます。扇風機はもうだめだよと、エアコンだよという御意見、ごもっともだと思います。

エアコンでいきますと、金額はまだ詳細に、まだ概々算ぐらいしかはじいてないわけですが、やっぱり億単位の金がかかるということで、非常に高額にあるといったようなことでございます。

ましてや、今言われましたように、保育園の問題もございまして、財政的な問題等々ございます。優先順位等もございまして、もし学校のほうが保育園よりおくれるようであれば、その間、何もしなくていいのかといった問題から、扇風機といったようなことで検討していると言ったようなことでございます。扇風機をやったからエアコンをやらないよといったようなことではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、学校図書の充足率であります。先ほど私が聞き漏らしたのか、ちょっとなかったと思っておりますが、現状では、小・中学校ともに114%、全体でも114%でございますが、個々の学校につきましては、後ほど資料として提出をさせていただきます。

それから、中央公民館の施設の改善をとったようなことでございますが、もうしばらく検討させていただきたいということで、よろしく願いをいたします。

それから、エアコンに関しまして、他の自治体ということでございますが、今後、また私どものほうでも県内の小・中学校のエアコン関係をまだちょっと承知しております。情報を集めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この年度は、町長も副町長として丸々参画をしてこられたわけですから、当然責任ある立場ということから答弁が求められるものでありますが、結果的には、税収が激減をしましたよと。13億円、それも3月、年度末の補正予算で借金をした。借金をして、若干のあっちこっちはありますけれども、最終的に帳じりを打ったら、5会計で150億円の借金から158億円ということで、二言目には、財政が厳しいと、将来に備えるんだという形で、借金を繰り返して、結果的には雪だるま状になってきたというのが今日の経過だというふうに思うわけですが、そしてあなた自身は、今回のこの補正では思わぬ自主財源が入ったから、3,400万円の起債はやめましょよと、こういうことですが、思わぬとか、思わないじゃなくて、財政運営の指針というものはあなたは持っておられるのか、今後の問題も含めてね。

これは、さっきも申し上げたように、21年度はあなたも副町長として深くかかわって、いわゆる手を染めてきたわけだ。ですから、私は逃げ切れんわけですが、そうした点で、今後もこういうスタンスで、こういうスタンスというのは、借りれるものはどんどん借りていきたいと思いますよと、こういうことなのかどうなのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政運営の指針ということでございますけれども、やはり私にも申しておりましたように、税収に見合った行政といいますか、歳入に見合った歳出ということが基本かというふうに思っております。

要は、起債の借り入れを抑えまして、プライマリーバランスといいますか、そういうことの維持によって、起債の残高の減少に努めると。基金、それから現状の税収を財源として行政運営に取り組んでいくという方法で、要は入りと出がバランスのとれた形ではなくてはまずいだろうというふうに思っております。

今後につきましても、そういうバランスをとった形の行財政運営をしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 収入に見合った、収入に見合ったと言われるけれども、町税を取り上げてみましても、予算現額と収入済額、未済額じゃないですよ、収入済額、年々広がってきとるやんな。

ということは、帳じりを打たないと、実際の町税の実態がつかめんと、こういう中で、結局、帳じりを打ったら、思わぬところから金が入ってきたなど、1億8,000万円が、町税だけだよ、町税だけでそれだけの差が出ているわけだ。

予算現額というのは、議会の議決を経た金額、収入済額とは、最後の決算額、その差がどれだというのが出てくるわけですよ。それが、こんな1億からの、言ってみれば、3年前の2007年、このときは9,000万円ですよ。2倍も現額と済額の差があるということから含めていけば、何をもちってバランスなのかと。

あなたはすぐバランスだとかいろいろと、別に私はバランスを否定しはせんけれども、

見た目のバランスの中で、町民に当面我慢をするんだよと言って、我慢を強いる。しかし、その実態は、十分な財源把握がされていないということなんだという点から含めていくなれば、そのスタンスはどこにあるのかと言ったら、結局、今日まで何を進めてきたか、開発優先の仕事をしてきたわけでしょう。

一雨降れば1億円の被害が出ると言われる水に弱い幸田町が開発をする、区画整理事業をやる、どんどんそういう形の中で災害に弱いまちでありながら、それに対抗するようにもっと弱いまちになるよと、そこらじゅうで堤防を切れればいいじゃないかと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう指摘を受けるような事業を推進してきた。その財源が借金でしょう。そういうのをバランスと言うのか、矛盾と言うのじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私はそういうバランスをとるとのことでの行政運営を進めていきたいということでございます。今日までの開発優先等々をおっしゃったわけでありませうけれども、これも町政発展のための一つの流れだと、今までのそういう先人たちが苦勞してやってこられた中の幸田町の今の現状の発展があるわけでございます。一方だけを見てはいけません。両方、お互いを見ながら、現在まではよかったか、どうだったかということの反省の場に立たなければいけないというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが言えば、結果オーライと。戦前、先輩たちがいろんな苦勞をして開発優先を進めて、あっちこちに工業団地ができて、企業が進出して、税収が上がったと、結果オーライじゃないかと、こういうことなんですよ。

じゃあ、そうやったことに対して、昔から幸田町が雨に弱いまちだということはわかる。じゃあ、そういう開発を通して、弱いまちに対して水害に弱いまちにならないような手だてをしてきたのかと。ですから、私はそれが、バランスが欠けていると申し上げたんですよ。

歳入面ばかり、税源を確保することばかり、しかし片一方で災害を引き起こして、町民の財産、下手すれば生命まで奪うような、その災害に弱いまちづくり、弱いまちづくりを進めてきた、あるいは弱いまちじゃないような手だてをとってこなかったというのは事実でしょう。結果オーライだけを言われては、どうもならぬ。

要は、これからどう進めていくのかと。あなたも、結果オーライだから、今後も進めていきますよということであった。そういう答弁をされた。じゃあ、災害に強いまちづくりはそれとは相矛盾するけれども、どうされるのか、それがバランスの感覚じゃないかということをお願いしている。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 開発と財源の問題、いろいろあるわけでありませうけれども、災害の起きないような方法というものが、菱池遊水地の問題等々、いろいろあるわけでございます。

一時期に大きな水が出た場合に貯留するような場所を設けるとか、全体の遊水地的なものをどこかで設けるとか、そういう今後の開発においては、そういうバランス的なもの

のを見ながら進める必要があるだろうというふうに思っております。そういうものをよく見きわめながら進めたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただ、遊水地は、去年、おととしの8月末豪雨で大変な状況になって、情勢が変わってくるかなというふうに期待はしておりますけれども、若干、また逆戻りといえますか、ぶれが出てきておるなということで、今後いろんな問題があります。

ただ、そうしたときに、遊水地頼みということも含めてですが、だから結局、開発をし、そこで起きるときにどういう手だてをとるかという問題と、もう一つは、住民の協力もいただきながら、あるいは道路行政の中でも、地下浸透だとか、そういう問題で、雨水を全部河川に集中させるのではなくて、一たんクッションを置くような形でやっていくという手法は、私も申し上げたし、丸山議員もいろんなことを申し上げている。

ですから、そうした点では、手法はさまざまあるんだと。遊水地頼みじゃなくて、そういう出た水はともかく広田川に流せと。広田川がもち切れんようになったら、遊水地でいいんじゃないかというところじゃないと思うんです。

そうした点では、政策の多様性という点でいけば、私はさらに十分な検討を含めていきながら、既に幸田町の中、ごく一部でありますけれども、そういうことが実験的と言っては、実験の域を若干出とるかなというふうに思いますけれども、いわゆる実験的な状況から今一步踏み出しつつあるわけですよ。そうしたものをさらに発展していくという私は展望が欲しいと思うわけですが、そうした点ではいかがでしょうか。

いわゆる、道路のそういう遮水性・排水性、いろいろあります。一つの例が、幸田保育園の駐車場の関係も、あそこは遮水性になって、水たまりができないと。じゃあ、水たまりが川に流れているかと言ったら、流しておらへんですよ。

そういう政策の選択制の問題も含めて、多様な対応があるということは、多様な政策があるということなんです。そうしたことはどうされるのか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 遊水地だけに頼るわけじゃなくて、全体的な開発にしましても、緑を残して枠取り、公園工場といえますか、そういうような例えば一つの例でございますけれども、緑を残して緩衝材になるような、そういう開発といえますか、先ほど伊藤議員の言われたことも一つの考えでございますけれども、そういう全体的なバランスを見ながら、そういう緑とかを残しながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、監査委員にお尋ねをいたします。監査委員、御苦労さまでございます。

総計予算主義、これは地方自治法に定めてあります。つまり、見込める財源はすべて見込んで予算に計上し、効率的な財政運営で住民の暮らしを支援しなさいよと、こういう内容だと。

つまり、総計予算主義というのは、見込める財源はすべて見込みなさいよと、こういうことですが、予算現額と収入済額、たまたま私は町税ということでやりまして、その町税も個人と法人と固定資産と大きく分けて、この三つの状況を見てまいりました。

今年度は、町税で1億8,475万円、収入済額との差があります。そのうち9,817万円、これが個人町民税です。前年、いわゆる前年というのは2008年、平成20年、このときの町税のトータル的には1億1,605万円、これ7,000万円以上違って大きく出てきとる。個人に至っては、この決算年度が、先ほど申し上げたように、9,817万円、前年の平成20年は3,391万円、約3倍ですよ。

そうした点で、監査に当たって、収納の見込みの問題、それと予算を的確にとらえるという点で手落ちがあったんじゃないかねえのかと、どういうふうにおまえらはやっとならんと、日々飯食ってやっとならんだからねというようなことを言ったか言わんかはともかくとして、監査としてこれだけの大きな予算現額と収入済額との差について、どういう意見、あるいは認識を持っておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 監査委員。

○監査委員（鴨下 登君） 今の予算現額、特に税収面でのその差異について御質問があったわけでございますが、確かにこれは当局側を弁護するわけじゃございませんですけども、特にここへ来まして急激な、いわゆる景気の後退に伴う見込みの問題につきましては、苦労したなということをおも理解いたします。

ただ、その苦労が、やはりこれはどういたしましても当局側の立場からいきますと、やはり結果的に予算欠陥を起こしたくないと、こういう意識が働いたようなことも、私、監査している中でちらほら話を聞いとるわけでございまして、確かに今御指摘のとおり、差異があることにつきましては、特にこの歳出面での予算の組み立ての中でも、確か私も昨年のこの議会の中でも、いわゆる予算の最終の問題で、執行率等々で不用額の問題で指摘したことがございますが、そういった面から含めましても、今の歳入も含めまして、極力精度の高いものをつくってもらいたいと、こういう考え方は当然でございまして、今申し上げましたようなことを例月監査等では話した次第でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特に、当局が歳入欠陥を起こしたら大変だと、「あつものに懲りてなますを吹く」というたとえで、現にあるわな、2,600万。見込みよりも少なくやっちゃったと、言ってみれば歳入欠陥ですわ。

それは、たばこが途中でちょぼと上がって、それから禁煙にする、そういう流れが読み切れなかったからということが言われておるわけですが、結局、石橋をたたいてもなお渡らんのか、石橋をたたきながら予測を立てて、より確かなものを財源として把握するかというのは、私はあなたはプロですから、それで飯を食つとるんですから、それは職員ですよ。

ですから、そうした点でいけば、あれこれこういうことがあった、ああいうことがあったと言って理屈を並べることは、へ理屈を並べることは、だれでもできるし、私も得意なほうです。

しかし、そういうことではなくて、やっぱり的確な財源を把握するということは、その財源をもとにしてさまざまな事務事業を展開する、その大もとになるものですから、私は1億8,000万円からあって、町税総額が80億1,248万円、その2.3

1%というのは、私は好ましくないと。

ということは、今監査委員も言われたように、大変な景気の状態だと。一番成績がよかったのは、3年前、2007年、平成19年度かな。これが9,451万円、個人の関係が1,407万円、全体町税がまさに93億の町税が入ったときですよ。これが1.01%と、こういうので、景気がいいときは、しょうがない持ってけ、持ってけと、この泥棒めという金の払い方はできるかもしれません。

しかし、財政が厳しくなったから、そんなもの1円でも持っていくなるとんでもないと、こういう形で計上されてくる、いわゆる予算に計上されないけれども、帳じり打ったらこうなったよというのは、私は的確なものではないというふうに思うわけだ。それで、次は担当のほうに答弁がいただきたい。

今、監査委員が非常に広い心で、そう厳しく見るなど、わしも言ってきたのでと、こういう優しい言葉がかけられたわけですが、担当としてどういうふうに思っていますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 議員御指摘のとおり、予算につきましては、総計予算主義の原則がございます。これに照らし合わせれば、やはりこの差が拡大するということは好ましくないのでございます。したがって、今後につきましては、その税収の見込みをよりシビアに努めていきたいということが1点でございます。

また、どうにもその見込み誤り等が生じた場合は、年度末補正というものも考えていきたいということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今決算について言えば、国保税の大幅な引き上げがなされた年があります。

これは一般質問でも私は行いましたけれども、この本来15%引き上げということで予定をしていたよと。ところが、15%引き上げだと非常に引き上がるということから、この5%分を事業運営費繰入金、この中で財政援助分として1,000万円を入れ込み、それで10%程度の引き上げに抑えたと、こういう内容でございました。それでも、1人当たりの負担額は非常に大幅になってきております。この国保税の引き上げによる1

人当たりの負担額は幾らかということでもあります。

また、1人当たりの一般会計からの繰入額であります。単純に割ればいいわけですが、実際、町当局の繰入額について正確な数字をお答えいただきたい。

次に、滞納繰り越しについてでございます。

これが年々収入未済額がふえて、非常に収納率も減ってきている中で、既にもう2億円を超えて2億1,000万と、もう2億2,000万近くにこれからなるよという、こういう勢いが示されているわけですが、このふえ続ける滞納についてどう対処していくのかという問題でございます。お答えがいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、国保税の改定に伴います1人当たり負担額の関係でございますけれども、こちらにつきましては、平成20年度が医療、それから後期分、それから介護分を含めまして、9万2,454円でございます。これは調定額ベースですので、よろしく申し上げます。

21年度は、それが10万2,343円、9,889円、10.7%の伸びとなっております。

それから、1人当たりの一般会計からの繰り入れの関係でございます。一般会計からの繰り入れにつきましては、法定繰り入れ9,640万、法定外4,660万ということで、合わせまして1人当たりになりますと、平成20年度が1万8,785円、平成21年度が1万6,283円、このようになっております。

それから、滞納繰り越しの関係でございます。こちらにつきましても、議員御指摘のように、年々ふえており、これは私どもも大変悩んでおるところでございます。

対策といたしましては、ことしとっておるところでございますけれども、保険証の更新に合わせまして、滞納のある方には、個別に相談を、聞き取りをしまして、それで納税指導を行っていく、そのようなことがございます。

また、最近の滞納がこの2年間の大きな伸びの中には、平成19年度に税源移譲で町民税の割合が、税源の割合がふえたということで、同じ滞納の方でも、今まで5,000円だったのが、例えば1万円になっちゃったとか、そんなような要因が一つあります。

それと、後期高齢者医療の開始に伴いまして、優良な納税者が後期高齢のほうへ移っていかれたと、そういうような要素もあるわけですが、私どもも税務課と協力しまして、収納率の向上、滞納の減少に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1人当たりの一般会計からの繰入額でありますけれども、平成20年度が1万8,785円、それから平成19年度が1万6,000何がしかということだったわけですが、これはすべて入れているわけですね。

ですから、純然たる法定外費用、ルール分による分を引くと、事業・運営のための繰入金としてやれば、1人当たりの一般会計からの繰入額というのが出てくるわけですね。ですから、そうした点からすれば、平成20年度が幾らで、平成21年度は5,306円になるわけですね。それで間違いないでしょうかということでもあります。

それから、国保税の引き上げの関係でございますけれども、平成20年度は、これは

後期高齢者が連合のほうに移って、それで国保の分についても、今までの医療分と介護分のうち、この医療分が医療と後期高齢の分に税負担を分割させたわけですね。国保から後期高齢に幾ら支払うかという、それを明確にするために、こちらのほうの税率を医療分と後期分に分けてきた。

そうした中で、この医療分と後期分の対象者はゼロ歳から74歳まで、介護分について言えば、40歳以上74歳までという対象者で、この保険税が算出をされているわけですね。ところが、全体の国保の調定額をやれば、これはすべてひっくるめて調定額としてこの税の振替によって国保税が決まるという内容ですね。

そうしますと、本来、この分について言えば、介護分まで均等割が、40歳以下の人も均等割、介護分を支払わされているというような勘定になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それは間違っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、最初の繰り入れの関係で、大変申しわけありませんでした。

平成20年度が法定外繰り入れに限れば、1人当たり4,839円で、前年対比では468円ふえておりますということでございます。

それから、国保と後期と介護の関係でございます。

介護分について、40歳から74歳とおっしゃいましたけれども、65歳からは介護は保険料をいただいておりますので、64歳までの方が介護の納付金の対象になろうかと思えます。

それから、均等割について、子供から介護分を払っておるんじゃないかということですが、これ、医療、それから介護、後期高齢、それぞれ平等割、均等割、それから所得割、それぞれに税率を持っております。

それで、介護分につきましては、40歳から64歳までの前期高齢者にのみ課しておりますので、おっしゃられることは、ちょっと正しいというか、そういうことではございません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この医療分と後期高齢分、介護分、それぞれ調定額というのがあるわけですね。その中で、こうした全体の調定額を合わせた形の中で、税率によって国保税が算定されるわけでありまして、また額によっても算定されるわけでありまして、そうした中で、この均等割について言えば、従来は医療分として取られた分が医療分と後期高齢分ということで分割をされ、それがまた新たな税率として計算をされ、これが金額に保険税となって徴収をされるわけですけども、そうした中で、この均等割部分で言えば、均等割の対象となるのが医療分と後期高齢分ですね。

ですから、そうした対象となったときに、本来、何度も言いますように、国保税の負担を減らすためにどういう手法でやるかと言うと、やはり子育て世帯への負担軽減という形からすれば、この均等割を、次に伊藤議員もやりますけれども、減免をしていくということをするれば、子育て世帯への負担が軽減できるというふうになりますし、また同時にこの滞納の部分でも、そうした滞納者の減少ということにもつながるのではないかと

というふうに思いますが、そうした点でいかがお考えかということでございます。

それから、この国保税の限度額も6万円引き上げられたことによって、非常に国保加入者の負担感というのが増してきたわけでありまして。それと同時に、税源移譲によって国保税の大幅引き上げという、国保税の引き上げではなくて、税によって算定されるわけでありまして、それが国保税のアップにつながるということからすれば、悪循環が生じてきたというふうに思うわけですが、そうした低所得者層への負担軽減というものをどうとらえられるかということでありまして、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 均等割のあり方について、まず御指摘でございます。

子育て世帯への支援策としての均等割の軽減ということをおっしゃられたわけですが、今はこのたがが外れましたけれども、昨年まで応能・応益割合が国において50、50に、45から55の間になければならないということございまして、応益部分の均等割・平等割で、45%から50%の間で課税をさせていただいておったと。それでないと、国の基盤安定等の支援が十分受けられないということで、それこそまた逆の面での悪い循環になってしまうということであったわけですが、その部分は一定制限がなくなりました。ペナルティーもそのことで科されることはなくなったということございまして、今後、私どもも税率改正をずっとこのままでいくということはありません。いずれかの時期に見直しの時期が参ります。そのときには、均等割、応益でどこまで御負担をいただくべきか、そこらも慎重に検討しながら考えていかざるを得ないかなと思っております。

ただ、おっしゃられるように、子育て支援策としての均等割の軽減というのは、それとあと滞納対策ですか、滞納を減らすために均等割を減らすというのは、それはちょっとそういう理屈になるのかどうか、それも含めて検討をさせていただけたらというふうに思っております。

それから、限度額の改正の引き上げの関係であります。

確かに、限度額につきましては、引き上げをさせていただきました。しかしながら、限度額オーバーで実際にとれない税分というののもかなりあるわけございまして、限度額が仮になれば、低所得者の方の負担は軽くなるわけございまして。限度額を上げていけば、低所得者の負担は軽くなると、限度額を低く設定していけば、その分、限度額オーバーになって取れなくなった税分を低所得者にも同じように御負担をいただかなければいけない。率で課することになりますので、そういうことになってまいりますので、そこらもいろいろございまして。昨年も、「次回改正には本来あるべき負担のあり方について検討させていただく」という答えもしておるかと思っております。そのような方向で参りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保法が改正をされて、これは予算のときにも言いましたけれども、7割・5割・2割軽減が、これが必ずしも50対50でなくてもいいよ、法定減免ができるよと、こういう仕組みに変わったわけでありまして、これが見直しの対象となるわけですね。

ですから、そうした点においても、見直す点、それから応能・応益割合の見直し、また限度額も、これは国においては上がっておりますので、その辺がどうなるかわかりませんが、とにかく国保税の減免制度をやはり充実させていかなければ、低所得者層ほど負担が重たくなっていくということでもあります。

前嶋山首相も国会の中で、所得の1割を超える国保税は本当に大変だということを答弁もされておられるように、低所得者ほど国保税の占める割合が高くなってきている実態が浮かび上がってきておりますので、そうした点において、やはりこうしたことを早急に解決していくには、やはりこれは一般会計からの繰り入れによって、そして負担を軽減させていくほかならないと同時に、私は国においてきちっと要求して、国が国の責任を果たすべきだというふうに、これは思います。

また、国においては、子供たちの保険証取り上げは絶対ならないよと、滞納による取り上げはならないよというような方向も明確に出してきております。

幸いにも、幸田町の場合は資格者証の発行というのは今現在ございません。ですけれども、今決算においては、今現在においてはどうか私はわかりませんが、またこの件についても決算特別委員会の中で質問もしてまいりますけれども、しかしながらこうした保険証取り上げを行わないというような、国も出さざるを得ない状況が出てきているというのが今の国保の状態であります。

ですから、やはり国保税がいかに住民負担を重ねてきているかということは、この滞納にもあらわれているかというふうに思いますので、そうした点におきましては、私は本来、国がその国庫負担としてやるべきものもありますが、同時に事業主負担のない、この会計において言えば、一般会計からの繰り入れ、1人当たり1万円の繰り入れをしていけば、国保税は引き下げることができるというふうに思いますし、またこの県下の中で1万円以上の繰り入れをやっている自治体が数多くございます。残念ながら、幸田町は61自治体の中で言えば、真ん中から下の辺というような状況がございますので、そうした点からすれば、私は一般会計からの繰り入れ、これを繰り入れをして引き下げということで求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられましたように、7・5・2の法定減免について特別な制約がなくなりました。そういうことで、一番利益と負担のバランスのいいところ、それから滞納がふえていくということは、その分、納めていただく方に負担がかかっていくという、そういう仕組みにもなってしまうので、皆様が負担をしやすい、納得される、非常に難しいことだと思いますが、そういう税体系を検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、一般会計からの繰り入れの関係でございます。国保につきましては、事業主負担がない分、医療費の給付費の40%を国が負担をします。あと、県とそれから国の調整交付金等を含めれば、50%は国が負担をしておるということでもありますので、そういう点では、国としては医療費分については、一定の責任を持っておっていただけるわけではありますが、何にしても議員おっしゃられるように、低所得の方については、所得に対する負担割合が高いのは私どもも承知をしております。国の責任でやっていた

できればそれが一番ありがたいわけでありますが、機会があるかどうかわかりませんが、たまたま機会があれば、そのような声を届けていけたらというふうに思っております。

繰り入れをふやして保険税を下げるということにつきましては、これは全体の税率の見直しの中で、それとセットで本来考えていくべきことだと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 経済がどんどん落ち込む、経済が落ち込んで、今いろいろと言われておりますように、国民の収入は10年間減り続けてきておるわけですよ。日本は、成長のとまった国と言われておるわけです、10年間ね。国そのものの成長が10年間ずっととまっておって、国民だけが豊かになるなんていうことはあり得んわけですよ。そういうものが国保の会計にも色濃く出てきているというものをきちっと見ていく必要があるだろうと。

そうしたときに、じゃああなた方はどうやってきたのか。片一方で8.5%の国保税の値上げをして、1人当たり9万2,000円、前年よりも1万円近く値上げをする。1世帯当たり2万円を超す税負担をする。片や何をやってきたのか。2,204万円、一般会計からの繰り入れを減らしたと。そんなことをやれば、住民をいじめるためにあなた方は悪知恵を働かせたというふうに言われてもしゃあないわけだ。そうでしょう。

そこでお聞きするのは、一般会計2,204万円繰り入れを減らしたのは、どういう理由があって、なぜ減らしたのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 総額で見ると、そういう形になっておるわけですが、法定内繰入分で、平成20年度におきまして国保のシステム改修の委託料の関係で3,700万ほど事務費繰り入れを行っておりましたが、21年度にはその事務費の委託は終わっておりますので、その分が減ったということで、それを除きますと、繰り入れはふえておると、法定外繰り入れではふえておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆるシステム改修のための事務費用の負担を一般会計から繰り入れをしましたよという形が実質であると。じゃあ、何で値上げしたの。値上げしたことによって滞納をふやしたわけでしょう。

例えば、別にあなた方は大好きだけれども、既得権というやつがある。システム改修で3,400万を得たなら、これで終わりましたよと、そのぐらい、半分ぐらい残しておけばよぐらいのこと、あなた方はすぐ知恵を出すやんか。だけれども、対住民の関係になると、そんな知恵も出てこやへん。出そうともせん。それで、片や8.5%の国保税を値上げして、1世帯当たり2万円を超す税負担だと。その結果、滞納をどんどんどんどんふやしていくと、滞納する人間が悪いと、そういうところに結論を持っていくとい

うのは、知恵のない者の政策ということだと思っんです。

そうしたときに、幸田町にも国保税にかかわる減免の規定がございます。その減免の規定というのは、前年所得で300万、こういう基準だと思っんです。

今、前年所得300万円以下の人が救済対象だよということじゃなくて、もうだんだんその幅が広がって、500万円ということになってきているんですよ。それが一つ。

いわゆる、前年所得の基準を引き上げて、せめて500万円にするということと、もう一つは、当年度の収入減というのものも、やっぱりなかなか難しいことはありますよ。あるけれども、それは経年をすれば、それがどうだったかということは全部検証できるわけですから、私は現年分も減収した場合は減免の対象にすべきだと、そういうセーフティネットを私は充実するべきではないのかというふうに思っけれども、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 繰り入れの関係では、丸山議員も御指摘いただいたわけですが、一応、大幅な税の上昇を抑えるということで、1,000万円特別にふやしておりますので、その点をよろしくお願いをいたします。

それから、減免の件でございますが、こちらの減免につきましては、近隣と比較してというのも何かと思っますが、町の減免の基準につきましては、決して近隣に内容的に劣っているものではないというふうに思っしておりますので、現行の内容で私どもはやってまいりたいというふうに思っしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） わしのところはそんなに劣ってない、大体横並びだと。じゃあ、その横並びにしたときに、実際、この減免の規定を活用して減免対象はどういうふうに変わってきておりますか。少なくとも、減免対象はずっとふえてこなあかんですけども、10年間成長がとまり、国民の所得は10年間下がり続けてきておる。片一方、国保は上がり続けて、いや、それは1,000万やっておるから、1,000万繰り入れをふやしたから、そんなもん8.5%値上げしたって、大したことねえじゃないかという発想だ。

そういう発想をしたときに、じゃあ我のところにも減免の規定がありますよと、近隣と遜色ございませんと、仏つくって魂入れずなのか、その仏は本当に暮らしを支援するために仏の力を発揮しとるのかどうなのか、利用の実態はどうつかんでるんですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 低所得の関係での減免でございます。

私どもが低所得者減免ということで、世帯主と、それから被保険者がすべて非課税の方の世帯、こちらにつきましては、均等割額・平等割額の2割を減免をしておりますが、こちらが28世帯ございます。

それから、社会的弱者ということで、前年所得300万円以下の障害者、それから母子世帯の方、それらの方につきましても、平等・均等割を2割減免してございまして、こちらが7世帯ございます。所得の関係では、こういうことになっております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　ですから、私はわざわざ経済減免と、幸田町の場合は災害減免、天変地変、豊作、不作という形の天候や自然の関係を含めて、そういう言葉は天変地変という形で一くくりしますけれども、天変地変があったら減免の対象にしましょうよと、あと経済減免、そんなものはおまえが働かんでいかんわなど無視しとるだけだ。だから、28世帯だ、7世帯だと、極めて少ない。

そういう中で安閑としとるから、国保税の滞納がたつとふえるということと、もう一つは、そういう経済減免が極めて不十分だと、近隣と遜色がないと言ってあぐらかいておって、それでこの制度活用が極めて悪いという点でいけば、一つは、あなた方自身が制度を生かして使うのか、制度を知られないように物置に入れて、金庫にかぎかけてやっとなのかと、そういう違いというのは極めて大きいですよ。そうしたときに、災害減免は当然にしても、経済減免をどううまく活用していくか、そういう知恵を工夫を働かせてくださいよということなんですよ、一つは。

そうしたことも含めて、私は今の減免制度の内容は充実すべきだと。災害減免、天変地変をウエートに置くのも、それも必要です。そうしたことともう一つは、経済減免、自分の責任ばかりじゃないわけですよ。そうしたときに、どう救済をしていくのか、暮らしの支援をしていくのか、そのために必要な経済減免の充実はどうあるべきかということをやっとなかないと、それともう一つは、どれだけ周知徹底して生かして使ってもらえるような工夫と努力をするのか、そうした点でどんな知恵を出そうと考えておられますか。

○議長（鈴木三津男君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君）　今年度に限りましては、臨時議会で非自発的の失業者の方に対する減免をお認めいただきました。その関係で、先月末までに41件、所得を3割に置きかえまして軽減をさせていただいておるということでございます。

この基本的な仕組みでございますが、収入が減った分はどこで取るのかということになってきますと、これは税でほかの納める方に、ストレートにいきますと、転嫁せざるを得ない、そういうことでございます。

そういうこともございますので、先ほども申し上げましたが、一般会計の繰り入れのあり方、それから税負担の応能・応益の負担のあり方、そこらもセットで検討をしていくべき内容かと思えます。減免だけして、それがほかの方の負担がふえるのでは、これは申しわけない結果になりますので、そこらがそんなことがないような形で制度は考えていかなければというふうに思っております。

また、そういう制度の内容につきましては、きっちり納税相談等の中でも該当しそうな方がお見えでしたら、お勧めをしていくと、そういうことは取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君）　14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　根本的には、まちの政治、国の政治と申しましようか、政治はそもそも何なのかということなんですよ。

持てる者は力を発揮する、持たざる者は・・・、だからあなたの言うように、国保ばかりやっとならしたら、出しとる町民のほかのほうにも負担がかかるから、おれは嫌だ

ということだったら、減免制度をなくせばいいんです、あなたの論法でいけばね。何のために減免制度があるの。その減免制度の内容は、政治の力が入っているということなんですよ。だから、国保税でも応能負担が原則だと。国民健康保険だけでしょう、応能だ、応益だなんて言っとるのは。あとは、社会保険はみんな応能なんですよ。

そういう点からいけば、持てる者はその力を発揮しなさいよという規定である以上、いや、こんなことをやったらほかの納税者の理解が得られんわと言っときながら、じゃあ納税者の理解が得られているようなことは何かあるのか。100%納税者に還元されるような事務事業があるのか、あらへんがな。みんなそれぞれの中でいろんな政治が働きながら、知恵が働きながら、弱き者に手を差し伸べていく。それは、政治がどこまで手を差し伸べていくかという基本理念がなければ、あなたみたいなへ理屈がどんどんどんどんまかり通っていくわけだ。

そういう中で聞くなれば、まさにおぎゃーと生まれたら、はい、おめでとうございませんと、出産祝い金として均等割をいただきますよと、これが均等割の仕組みですよ、そうでしょう。

昔、イギリスにサッチャーという女性の首相がおりました。このサッチャーがイギリスの財政危機を乗り切るために人頭割という税金をやったわけだ。人頭割とは、均等割ですよ。それをぱっとやったら、サッチャーの首が飛んじやったわけだ。

それほど、人頭割、均等割というのは、税でもって自分が生きとることを証明する税金なんです。こういう均等割について、おぎゃーと生まれたら、祝い金じゃなくてペナルティーをかけるような均等割は酷じゃないですかと。したがって、少なくとも18歳、高校を卒業するまでぐらいは、それは免除するのが当たり前じゃないかという論法が成り立つわけだ。現にやるところもあるわけですよ。

そうした点で、その選択肢は全くないと。いや、そんなことをやれば、ほかにしわが寄ると。そんなことは当たり前ですよ。打ち出の小づちがあるわけない。そのしわをつくったときに、どう政治がその役割を果たすのかということを見ないと、そんなことをやれば、ほかにしわがよって、しわが寄ったところにまた負担が要るわなど、そんなことは絶対問題解決せえへんわな、そういう理屈がまかり通って大手を振っていくならば。

という点から含めていくなれば、私は少なくとも理屈も何もないわけだ。おぎゃーと生まれた途端に均等割を課して、さあ一生懸命生きていけ、証明書を発行して、均等割を納めよなんていう、そんな理屈はないわけだ。それで、どうされるの。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） おぎゃーと生まれられた御本人には渡りませんが、出産された方には一時金として国保の中で42万円が支払われます。また、お生まれになった、それと同時に医療給付という受益も出てまいります。そういうこともございまして、それと今までが応能・応益の構成割合が国によってしっかり示されてきたということでありまして、それに倣っておったわけですが、応益部分につきましても、所得によりまして、今、7割までしか軽減はできないわけでありまして、それだけは減らしておるわけですが。

そういうこともございまして、どうかいろいろ御指摘をいただいております。そう

いう内容もいずれにいたしましても、これは税率等の改正等に絡んでくることだと思いますので、私どももよく調査をして、また一定の方向性が示せる段階になれば、また議会とも相談をさせていただいて対応してまいりたいと、かように思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） おぎゃーと生まれたら、おれの国保税を取るなど、そんな子供がおるのか。本人も知らん。そんなのは当たり前だ、そういうのをへ理屈と言うんだわ。おぎゃーと生まれたって、その子供が支払い能力がなくても親が払うのは当たり前だ。そんなことを答弁の中でしゃあしゃあとやってくること自身が問題だ。

生まれた途端、おれは均等割を払いたくないから、もう嫌だと、医療がかかるかもしれんけれども、嫌だなんて生まれてくる子供がどこにおる。おったら、紹介して。そんな当たり前のことをしゃあしゃあと議会で答弁するから、ろくなことをやっとして、答弁が出てこんだがや。

一般質問で、丸山議員がこの問題をやりました。あなたたちは1,600万とか何か言っておりましたよね。例えば、愛知県の中で犬山市が3割を減免してると言いましたよね。じゃあ、3割で、それがいいと言わんですよ。現実に犬山市で3割の免除をしておりますよと、減免しておりますよと。じゃあ、幸田町で犬山市並みの3割の均等割の減免をしたときに、その対象者は何人で、どれだけかかりますか、費用は。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 犬山とおっしゃいましたけれども、一宮市かと思えます。

一宮市は、議員おっしゃられるように、法定減免の7割・5割・2割に加えまして1割を上乗せして、市で減免を上乗せをしております。

幸田町の場合で、18歳未満の子供の被保険者というのが1,080人ほどおります。同じような制度の考え方でいきますと、基盤安定をまず行って、その基盤安定と同じ内容ということで考えてまいりますと、2,850万ぐらいの所要額が必要になるかなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ごめんなさい、犬山市じゃなくて、一宮市ということですが、そうしますと幸田町は国保に入っている人たちは一宮よりもかなり多いということですよ。一宮市並みにやったときに、幸田町がどのぐらいに該当すると言ったら、1,080人だということですが、それは800人じゃないですか、一宮市並みにやったとき。だから、その所要費用は490万と、こういうことじゃないですか。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 申しわけありません。この18歳未満の方に係る均等割総額が2,850万と推計をされておりますので、同じように減免をしたとすると、約500万弱で済むかと思えます。失礼しました。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、1,080人はどうなるんだ。まさに、ここで言うところの2割・5割・7割プラス1割ずつということですから、そうした点からいけば、均等割の対象者が1,080人で、その対象も法定減免という若干上乗せ分があります

けれども、それが1,080人だよと言いますと、かなりの人数になるわけですね。そこら辺はきちっとした答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 申しわけございません。被保険者は1,080人ございます。それで、既に7割・5割・2割の基盤安定で軽減をされておられる方、その方が約280名ございます。まだ軽減を受けてみえない18歳未満の児童が800人おります。ということで、今回の議員が御指摘をされております一宮市方式の減免対象になるのは800人で、490万ぐらいかなというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号、認定議案第5号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第4号、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時56分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険料と介護利用料の件についてでありますけれども、この減免制度を拡充をされてきたわけでありましてけれども、この拡充をしたことによってどれぐらいその対象者がふえたのかということでありまして。

成果の説明書の中で言えば、173ページに介護保険料の軽減が110名、95万7,000円の減免額が書いてあります。

一方、この利用料の減免等でございますけれども、これは66ページに、3万6,000円の利用料の減免ですけれども、これは社会福祉施設への軽減の分じゃないかなと思うんですが、いわゆる本人の利用料減免について言えば、何人が対象者で幾らかというのがお示しがされていないわけですが、その辺を明らかにしていただきたいこととございます。

それで、この減免制度を拡大したことによって、この段階別の人数をきちっと明らかにしていただきたいわけでありましてけれども、その辺をいかがか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、保険料のほうでございます。

20年度との比較で御説明をさせていただきたいと思っております。20年度83名で、57万500円でございます。21年度は110名で、95万7,100円でございます。段階でございますけれども、第2段階の2分の1減免が41名、第2段階の3分の

1 減免が 44 名、それから第 3 段階が 25 名ということで、110 名の内訳はこうになっております。

次に、利用者減免のほうでございます。こちらにつきましては、第 1 段階から第 3 段階までの方でございます、申しわけありません、内訳につきましては、ちょっと手持ちを持っておりません。全体で申し上げます。平成 20 年度が 13 名で、39 万 3,800 円でございます。21 年度でございますけれども、これが 26 名で、51 万 8,000 円でございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） この減免制度を拡大することによって、若干と言いますか、人数も拡大をされてきて、減免も枠が大きく広がったわけでありまして、この減免制度による効果と言いますか、その辺のところの実施をして、実際、お年寄りの方々の声というのはどのような声が聞かれているのか、その辺が把握をされておられたらお尋ねしたいというふうに思います。

この利用料の減免が拡大したことによって、利用が制限されることがなくなってきたのかどうかということでございますけれども、やはり介護保険制度というのは、安心して介護が利用できるということが一番の目的でありますので、そうした点において、減免制度の拡大によって心おきなく使えるようになったのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、認定に当たっての件でございますけれども、新認定制度に変わってから認定業務の中で介護度が軽度化することがあったわけでありまして、その人数と、またその対応についてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、今度のこの同じく認定に当たってでございますけれども、厚生労働省が 40 歳以上の末期がん患者にも介護保険を適用するという、そういうことが発表をされ、通知もされてきたところでありますけれども、この末期がん患者等の要介護認定について、この幸田町の対応はどのようにされているのか、この辺についてもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） この減免が拡大をされたことで、対象者の声、それから効果はということでございますが、申しわけございません、私、窓口には一個も立っておりませんので、直接そういうお話は聞いておりませんが、これにつきましては、恐らく減免を受けておみえの方については喜んでいただいております。これは推測になるわけでございますけれども、そういうふうに思っております。

それから、軽度化の関係でございます。21 年の 4 月から 9 月申請分についてということになってくるわけでございますが、軽度化しました内容につきましては、判定で軽度化をして、それで経過措置を希望された方が 96 名お見えです。それから、そのまま軽度化をされたのを、実際に改善された方も当然お見えだと思いますが、そういう方が 60 名で、156 件が軽度に判定をされたということでございます。

それと、40 歳以上の末期がんの対象者でございます。こちらにつきましては、要介

護認定、ちょっと具体的にどのようなふうにしておるか承知しておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 減免制度の拡大によって利用料の減免の枠が広がったということでありませけれども、その枠は平成20年度の13人から平成21年度の26人と、いわゆる2倍になったわけでありまして、そういう点からすれば、対象者が拡大をされたわけでありませますが、ただこの利用料について言えば、段階別に言って、この対象者がどれだけあって、その中の26人なのかということでありませますが、この利用料の減免の率、その辺を出されておられるのか、それとも対象者全員がこの利用料の減免につながったのかということでありませ。

どうしてかと言うと、その利用料の減免をきちっと対象者に周知徹底しているかということでありませよね。ですから、安心して介護保険が使えるということは、これは家族の介護の軽減にもつながりますし、また利用される人が安心して自宅で暮らすこともできるというようなことにもなりますし、また安心して介護が受けられるということにもなりますので、そういう点から、せつかくのこういう制度がありながら介護が利用できないという状態を生まないためにも、率としてはどれぐらいの率でこの利用料の減免になっているのかということでありませますが、そうした割合をとっておられたら、その率をお示しいただきたいということでありませ。

それから、新介護認定制度ができて、いわゆる今までの介護度よりも軽度になるということで、非常に大きな問題となってきたわけでありませますが、その軽度化した人たちへの経過措置を含めて、156件が軽度判定が出たということで、その対応をどうしているのかということがよくわからなかつたわけですが、実際、本来、もう少し限度額にもつながりますし、本来なら軽度化がされなかつたら、本来、ここまでの介護保険が利用できるのが、軽度化されたために、この介護保険を利用することができなくなるということにもつながりますので、そうした点において、介護取り上げということが大きく問題になってきております。そうした中で、やはり安心して介護が受けられる状況というものにしていくためにも、この対応を実際現場の中ではどのようにされておるのか、お尋ねします。

それから、末期がん患者の要介護認定についてでありませけれども、やはりこの周知をきちっとすべきだというふうに思いますし、また入院中から今度自宅に戻ってからの介護をどうするのかということにもなります。そうたくさんあるわけではないわけですが、しかしやはり家庭に戻りたいと願う人たちも多いわけでありませるので、そうした点でのフォロー、せつかくのある制度を使うことができるようにしていくためにも、この対応を自治体としてどうしていくのかという問題でありませますが、あわせて御答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、申しわけございませませんが、利用料減免の階層と、それから何段階の方が何名とか、あるいは全体のどれぐらいが減免をされておるか、その対象者数と受けておられる方、そこら辺のきっちりしたものは持っておりませないので、

申しわけありません。

ただ、末期がんの関係もおっしゃられたわけですが、この認定制度等も含めまして、制度の中でのことをございますので、そういうものについては、きちんと該当される方には説明をし、お知らせをしていく、そういうふうな対応を心がけてまいりたいというふうに思っております。

それから、軽度化をされた方への対応でございますけれども、介護サービスが受けられる方で、軽度化されてもその限度額の中での対応で満足される方はよろしいわけですが、そうではない方も見えます。実際には非該当という形でサービスが受けられなくなる、そういう方もお見えでございますので、そういう方については、御希望される方については、幸田町のデイサービスの利用ですとか、訪問ヘルパーの利用について、軽度生活支援事業等のサービス情報を提供して御案内をしておる、そのような形で対応をさせていただいております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 段階別の賦課人数ということで、第1段階、第2段階、それぞれずっと第8段階まであるわけですが、この第2段階で、第1段階はこれは減免と言うよりも、主に生活保護の世帯になるわけでありまして、いわゆる第2段階、私は第3段階までということは何回も言っているわけですが、この第2段階で言っても、554人が介護保険料の軽減になるわけです。せめて、この554人は利用料の減免対象にすべきではないかというふうに思うわけでありまして、そうした点について言えば、第2段階まで利用料の軽減対象拡大にしたいというような、前にそのような答弁をされてきたにもかかわらず、110人ということからすれば、約5分の1しか対象にならないということなんですよね。

ですから、その辺のところは拡大、拡大と言われても、さほど対象者が広がっていないというのが実態ではないかというふうに思いますが、その辺はどうしてこのようになるわけでしょうか、お尋ねします。

それから、この介護保険サービスについて言えば、地域ルールというのがあるそうでございますけれども、要するに厚生労働省が示した介護サービスの内容と、この地域、地域によって、本来国が認めているにもかかわらず、地域で介護の制限をしてしまうというようなことで、あれもだめ、これもだめというようなことで、介護が受けられない状況も作り出しているということも問題になっているわけでありまして、いわゆる幸田町においては、そうした地域ルールというのはいざ実際ございますか、そういうことで介護制限をした事例というのがあるかどうか、伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 第2段階すべてを減免の対象にという御指摘でございます。

おっしゃられるように、第2段階に8.9%の方が該当をされておるわけですが、この第2段階の方につきましては、課税年金収入が80万円以下の方ということになっております。

若干、利用者負担軽減等々の基準が異なっておりますので、すべてが該当ということにはならないかと思いますが、対象となる方についてはお知らせをしていく、そういう

制度があるということは、これは周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、地域ルールとおっしゃられたわけでございますけれども、こういうものがあるかないかということでございますが、私、そういう地域密着型ですとか、そういうものについては、市町村の被保険者でなければならないとか、そういうのがございます。幸田町においては、そういう施設も2施設ほどございますので、そういうことで、あなたは幸田町民だからだめだよというようなことは実際には行っておらんというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この介護保険料と利用料の軽減についてでありますけれども、この対象者は、本来、申請による軽減ということでやっておられるのか。としたら、やはり対象者であるならば、やはりきちっと申請できるように、あるいは申請しなくても、本来、そうしたルールに基づいて軽減通知を出すというようなことでやっていかないと、お年寄りにはなかなか書類を提出をしてくるというのは困難であります。だんだんと、やっぱりそういうことがおっくうになってくるし、また通知が来ても、私はわかりませんということがよくあるわけですね。

ですから、そういうことからすれば、このせつかく対象となりながら減免が受けられないと、受けていないという人があるならば、その対応をきちっとすべきであるというふうに思います。

そうした意味からも、この554人の本来すべての人たちが、これは介護保険料減免対象ですよ。そうした点において、やっぱりもう少しこの対応をすべきだというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、地域ルールということでもありますけれども、これは例えば介護に当たって、例えばこの身体介護であるならば、清拭はこれは認められているよ。ところが、地域ルールでは、どここの清拭はだめだよとか、そういうように極端にそれを国で認めている介護サービスの内容が地域によっては制限をされるというような、そういう地域ルールというのが非常にいろんなところで問題となってきたというわけですし、解釈の仕方といいますか、介護の解釈の仕方が制限を生むというふうになってきておりますので、そういうのが幸田町としてあるならば問題であるということでもあります。そうした問題はいかがかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、保険料、それから利用料減免の関係でございますが、これは申請主義でございます。

要綱で対応しておりますので、それに従った手続を経ていただかなければならないということで、議員おっしゃられましたように、私どもも対象となる方が該当するようにお知らせをなるべくそういう方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、地域ルールについての御心配でございますが、こちらについては、離島等だということでございまして、幸田町では適用しておりませんので、そういう御心配は不要かと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 減免制度、せつかく制度として拡充をしてきたならば、そういうすべての対象者が減免の対象となって負担が軽減をされるという方向でやっぱりきちっと懇切丁寧にやるべきではないかと。そして、例えば軽減内容をきちっと、あなたは幾ら幾ら軽減になります、これに判こを押して出せばこれだけ軽減されますよと、そういうふうにもう自動的になるように、ただ本人が申請を返送するだけでいいように、そのように出すばかりというふうにして対象の人数拡大に努めていただきたいというふうに思いますが、そうした手当はできないんでしょうかね。できたら、やっぱりそういうふうにも事務も割いていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） そういうふうにできるのかどうなのか、一度、そういうことも含めまして検討をさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○14番（伊藤宗次君） 福祉部長、「私は窓口で対応をしておりませんのでわかりません」と、そんな答弁があるか。事前通告をしておいて、実態はつかんでおりません。そういうことをしゃあしゃあと答弁できるということは、あなた自身に職務対応能力がないということなんですよ。そんなことをまかり通らせとったら、何のために通告制を設けるんだ。一般質問もそうですよ。

きのうでしたか、議案調整の部課長会議を開かれたんでしょう。そうしたときに、例えば部課長会議の中で、担当部長、おい、何だと。おれは窓口対応しとらへんがな。一生懸命、手前のいすで携帯のモバゲーやっとなと、こういうことなんだわ。

それで、議会に出てきたら、部長として、私は窓口対応しとらへんわと、窓口対応しとるのはペーパーだわ、おれは部長様だと。そんなもの実態はつかんどらへんがな、通告があっても、そんなものはわしは知らんと。大概にしとけよ。

20%の管理職手当をもらって、事前に質疑通告をしておいて、聞かれたら、そんな答弁をしゃべってくるようなものが悪い。たまたまあなたが矢面に立っているけれども、押しなべてひな壇に座っておるのは、そういう手合いが多いんじゃないのか。それを許しとる議会も議会だ。

新しく町長になられたんで、そうしたことも含めて、今、目の当たりにされたわけだ。それは、今後の対応も含めて、きちっとやってもらわなあかん。

今、住民の中で新しい町長が生まれて、これから議会はどうなるのだという声が聞かれてまいります。そういうことが聞かれてくる中で、おれは窓口対応なんかしとるか、おれはそんなペーパーじゃないわと、こういうふうに言われても仕方のないような答弁をしゃあしゃあにする。とんでもない話だということをまず申し上げて、入っていきます。

この決算年度で第4期の初年度ということで、基準額が3,200円から3,500円に引き上げられました。そのことによって、決算の中でも明らかなように、準備基金が1億円をふえてまいりました。

先ほどの答弁にもありますように、介護保険は1期3年間、3年間の間は1期に定め

た保険料の増減はできません。したがって、3,500円は3年間同一の保険料でございます。そこで不足が生じた場合、一般会計から入れるということは、よほどでない限りはできませんから、ちょっと目の保険料をとって、3年間の基金対応をしていきたいと、こういうことですよ。

そうしますと、この1億円というものが、この決算でいく限りは、基金じゃなくて、いわゆる処遇対応の基金は使われているわけだ、420万使われているわけだ。しかし、それ以外でこれが活用されていないということは、22年度、今の年度ですよ。22年及び23年の予測というのは、決算を打った段階で一定できとると思うんですが、そうしたことはどういうふう的现状をつかんでおられるか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） この基金につきましては、確かに1億の残高になります。

これで、当初から順次積み立ててきて、結局、こういうふうになったわけでございますが、議員御指摘のように、ちょっと安全率を見込んで保険料を設定しておったかなという気がしないわけでもございません。年間の介護保険料が約2億7,000万ですので、それとの対比で考えると、37%ぐらいに当たります。ということで、これだけの基金ということがいいのか悪いのかということでもあります。

この21、22、23年度は変えることができませんので、24年度の第5期以降については、これ以上ふえないような、そういう設定をしていかないと、これも1号被保険者の納めていただいた保険料等が残って、たまっていっちゃうということでもありますので、適切な基金管理ができるような保険料設定を検討してまいりたいと、かように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、第4期の保険料3,200円から3,500円、若干安全率を見過ぎたけれども、決算打って見たら、2,300万円近い翌年度繰り越しが生まれたと。これが引き続きやられてきたときに、さらに積み増していく可能性もあると。状況としては、もちろん医療の関係も含めての介護ということですから、不透明さというのがあります。

ありますけれども、1億円の基金が既に積んであってという点でいきますと、第5期目の関係は、現状維持じゃなくて、これは引き下げることであり得るんですよ。基金は減らしちゃいかんというものじゃないですよ。

基金は、もちろん安全装置であるけれども、それを積み増していくのではなくて、今、例えば算定見込みというふうに、あなた方は認めたがらんけれども、基金が積み増されてきたときに、その基金を取り崩しながら、現在の3,500円が下がることだってあり得るはずなんです。そういう今後の見込みも含めて、対応ができるかなということをお願いして、次に入っていきます。

軽減の関係は、先ほど丸山議員も言われましたけれども、要は、この軽減は世帯収入が基準なんです。世帯収入じゃなくて、本人だと。介護を受けるのは本人だ。介護を受けるのは本人だけれども、保険料軽減は世帯だよというのは、やっぱり制度矛盾があるんじゃないのかというふうに思うわけだ。

そうしたときに、じゃあ例えば幸田町として世帯から本人というふうに変えることができるのかどうなのか。私は制度的な問題も含めて、世帯だよという、がんじがらめの枠がはまっているものではないというふうに私は理解しておりますが、そうした点で、世帯収入から本人収入と、こういう点でいけば、私はどういうふうな対応ができるかなというふうに思うわけですが、そういう点で答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） この1億円の基金でありますけれども、第5期で保険料を下げることも視野の一つだという御指摘でございますが、実際に下がるかどうかは別といたしまして、1億のうちの何がしかは、やはり今おられる被保険者の方々がお支払いになられて、それでふえていったものだと思いますので、1期3年で完結ではなくて、2期6年とか3期9年でもう少し、本来、どれぐらい持っておればいいのか、その水準ぐらいいまには、そういう形でちょっと投入をしていくと、そういうことをちょっと検討してみたいと、かように思っております。

それから、軽減について、世帯収入だということでございます。この介護保険と、国民健康保険でもそうありますが、世帯というのが結構ネックというか、そういう形での保険料設定等で用いられております。

本人のみに町独自で変えられるかと、こういうお話でございますけれども、そういうふうになりますと、この介護保険がそもそも町民税非課税の方が一人前だということでございますので、そうしますと、第4段階の方だけで40%お見えです。そこまでが対象になってくるということでございます。

この軽減については、財源をどこに求めるかと言うと、第1号被保険者の保険料にその財源を求めると、こういうふうにされておりますので、そうなっていくと、上のほうの第5段階以上の軽減を受けられない方、そういう方に保険料を転嫁をしていかないかん、そういうことも考えられますので、よくよく検討が必要かと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 世帯が基準ですよと、こういうことですよ。世帯が基準だよとなれば、私は税務課のほうに資料要求したら、「人はわかります。人数はわかります。しかし、世帯はカウントできません」という回答が出てきた。ということは、結局、税務課が横着なのかという結論になってくるわけだ、私は後ほど言いますけれども。

結局、片一方では、世帯が基準でございまして、一人一人本人にかかわる減免はいたしませんよと。それが一応介護だけじゃなくて、税の関係がね、トータル的には世帯というのが多い。

しかし、そういう中で、本人というのはねというようになると、やっぱりどこかで、今ここで申し上げるよりも、町長も含めてですが、「町長も含めて」じゃなくて、町長が音頭をとってやらないかんというふうに思うわけですが、各種制度の中で減免制度がございまして。その減免制度が、やっぱりいろんなところで問題があって、全部統一することがいいかどうかというのは、それはやっぱり制度上の問題もあります。

しかし、それぞれの減免制度を持つ内容がばらばらというのも、私はいかがなものかなと。全部統一することがいいかどうかはともかくとして、片や本人、片や世帯、基準

もさまざまだという点からいけば、私は一定整理をしていただきたいなというふうに思います。

そうした点で答弁がいただきたいということと、要介護の認定方式については、先ほど丸山議員も言い、後ほど資料も出てくるようでありますので、それは資料を見た後の特別委員会で対応していきます。

それと、もう一つは、最後に財政安定化基金というのがある。これは国の制度としてある。国の制度としてあって、運用は都道府県単位で運用しなさいよと、こういうシステムになっております。

愛知県も、全国でいくと真ん中ぐらいかなというふうな状況ですが、ここの制度運用について、それは財政安定化ですから、それぞれの保険者、いわゆるわかりやすく言えば市町村です。広域でやるところもありますけれども、言ってみれば、それぞれの市町村の財政の運営の問題で安定化基金が活用されにくいという実態がございます。

しかし、せっかく国が設けた制度がうまくその制度が生かされるように、これは幾ら言ったって直らんことだってあります。直らんけれども、しょっちゅう物を言っていけば、水道料金が今まで、ともかく空料金、空料金と、責任水量制と言って、3年先、5年先まで見込んで空料金まで背負っていたけれども、わーわーわーわー言っただけで、今、実質的にまだ空料金は若干生じるけれども、改善されてきたわけですよ。

ということは、常に問題意識を持って、常に改善の声を上げていかないかというふうに思うわけですが、そういった点で、この制度改善についてはどういうふうな、まず認識を持っておられるのか、それから今度どう対応されるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず非課税の世帯との関係でございます。

税務では出ないという答えだったということでございますが、結構難しいのかなと思います。

私どもの場合は、先ほども申し上げましたが、申請を出していただくということでありますので、申請が出た世帯については、その世帯がどうであるかということは調べると、こういうことでございますので、そこら辺はちょっと御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、安定化基金の制度運用でございます。こちらにつきましては、愛知県では125億残高がございます。運用としましては、18億を保険者に貸し付け、7億を交付金として交付をしておるということでございます。

この内容につきましては、3年間に保険料の財源不足が生じた場合、2分の1が交付をされると、こういう内容であります。また、計画期間中に財源不足に陥った場合は、収納率等に応じて貸し付けが受けられるということで、被保険者の資金を国が責任を持って県に運営をさせておるということであります。

この関係では、先ほど水道料金の空料金とおっしゃられたわけでございますけれども、幸田町においては、平成20年度まで拠出がありました。拠出だけで、交付は受けたことがなかったということで、私も非常にこれは疑問に感じておりますので、議員おっしゃられるように、制度改正について国に意見を申し上げる機会があれば、届けたいなど

いうふうに思っております。

しかしながら、保険者の財政運営のセーフティネットとしてこのような制度は必要かとも思いますので、より活用しやすい、そういうものにすべきだということは、また機会があれば申し上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 減免制度のことについて、それぞればらばらであるということの御質問でございますけれども、やはりその事業、事業によりまして、法律に基づいてなされる部分がたくさんあるかと思えます。本人だとか、世帯とか、いろんな基準に基づいて、それが法律に基づいて行われているものであって、それを単に町が一括して横並びでやれるかという状況につきましては、一度、内容をよく検討させていただきまして、また御回答したいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号、認定議案第8号、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第7号、認定議案第8号、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第10号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、貸借対照表、決算書の442ページになるかと思えます。

この中で、昨年度と大きく変わったのが自己資本金ですよね。2億6,688万円ということで、前年は5,399万円、つまりこの1年間で2億1,000万、こういう自己資本金、この企業会計は企業会計の中でもまた公営企業会計と企業会計とは使い分けがされとるわけですが、そういうことも含めて、公営企業会計の中で借入資本金なんというおかしなものがあるわけだ。

そういうものをずっと今まで指摘をしましたがけれども、この間、自己資本金が変わったのは、19年から20年にかけて1,200万円増、あとはずっと押しなべて4,174万円、これが自己資本金の金額であった。じゃあ、その原資はどこから来たか、まず答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 原資につきましては、収益的収支差額の利益剰余金でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、じゃあ過年度、利益剰余金というのはなかったのか。

過年度、利益剰余金というのはなかったけれども、たまたま今回利益剰余金が出ちゃったものだから、2億1,000万円自己資本金を厚くしましたよと、こういう説明になるわけだ。利益剰余金は、じゃあ過去、どういう流れを踏んでおりますか。何も、5年先にさかのぼらなくても結構ですけども、利益剰余金でやりましたというのは、過年度は利益剰余金というのがございませんでしたと。やりたくてもやれなかったけれども、

たまたま決算打ったら、21年度は利益剰余金が出たもので、それを自己資本金のほうに充てましたよという理解をしてもしょうがないような答弁ですよ。説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 過年度、19年から20年で大きく変わっておるかと思いますが、減債積み立て等の関係で建設改良積立金、そういったものを収支差額のほうへの不足分へ充当してこなかったということで、これを20年には減債積立金から持ってきたということで、運用が変わったといえますか、それを使った関係で、大きく変わっております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 減債積立金、当年度でいけば1,000万円ですよ。その累計は、当年度でいけば1億1,485万円。そうしますと、じゃあ減債積立金がだっとふえておるかと言ったら、そんなふえてへんですよ、過去7年間ずっとやってもね。

例えば、16年度でいけば8,000万円、それが21年度では1億1,400万円だと。建設改良についても、20年度が3億9,300万円、決算年度が2億2,300万円ということで、じゃあどこからお出しになったのかと、この基金をね。片一方では、内部留保金という形の中の現金預金だと、これはまた後ほど追加要求資料の中で出てきますけれども、そういう原資を、まずどこから原資を出してきたのか。

先ほど申し上げたとおり、資本金の部で「借入資本金」というのがございます。この借入資本金とは何だと言ったら、起債なんだと。資本金でありながら、決算を打つたびに毎年、毎年減っていくような資本金がどこにある。

そういう問題の指摘もしてきました。どうやら、国のほうもちょっとまずいなということで、来年か再来年ぐらいに固定負債という形で資本の部からは外すような動きがあります。それは余分なことです。

要は、私がお聞きしたいのは、あなたは減債積立金だ、建設改良だと、そういうことでいろいろ言われるわけですが、そういう数字からは2億円という金が出てこんですよ。どこからおつくりになったんですか。水商売なもので、水商売はぼろおまっせと、こういうことですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 2億円については、建設改良積立金から資本的収入と支出金の差に対して不足するものに建設改良積立金2億円を充当させていただいているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは資本勘定の収支勘定で、足らずまいを、資本的収入・支出というのがありますよね。言ってみれば、4条だ。4条の資本勘定の中での足らずまいを過年度留保金、つまり建設改良積立金や、あるいは資産減耗費、減価償却費と、こういうものを積み立てた内容だよと、こういうことですが、そうじゃないでしょう。そういう打ち方をしとらんわけだ、内容は。

ですから、私はそういうことを申し上げているわけですが、これを幾らやっっても

果てしないかもしれません。したがって、こういう問題を私は指摘をしておりますよということで、決算特別委員会のほうに譲っていきます。

次に、2番目の長良川河口堰、そんなもの幸田は関係ないじゃないかというふうに思っておられるかもしれませんが、幸田町は残念ながら、県の悪徳商法によって、あこぎ商法だな。せっかく年間10万飛んだか、何かの大草水源がいちやもんつけられて閉鎖させられちゃったもので、結局、幸田町は100%県水道と。100%県水道の受水団体だということは、県の言いなりになれよということなんです。

ですから、県が長良川の河口堰のために、これは県の一般会計で買ってくれば良いわけだ。だから、県の水道で523億円買っちゃったわけだ、売れない水を。なんで売れんかと言ったら、予定しとった企業が使ってくれへんと。使ってくれへんもで、一般会計の県民負担でやれやと言って、水道会計でこれだけやった。

たまたま、今、県の水道会計は黒字なのでいいけれども、赤字になったときは、このツケはこっちに回ってくるわけだ。県民に回る、幸田町民に回る、幸田町民に回るということは、水道料金の値上げにつながっていくという点から含めていくなれば、現在、その負担がどうなってるのか。

いや、御指摘をいただきまして、神田知事英断で、選挙を控えて一般会計のほうへ振りかえましてということなのかどうかは知りませんが、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 確かに今議員の言われましたように、幸田町については100%県水に依存しておりますので、直接的に幸田町に関係ないところでも、県水の水道会計の状況によって、幸田町には大きな影響が将来的にかかわってくるということでございますが、こうした中で、16年度に国において「水資源開発基本計画」が改定されて、水道用水を安定的に供給を将来的にもできるようにということで、長良川河口堰の、今言われた、使うか使わんかということですが、工業用水の水源の一部を水道のほうへ転用するという事にされました。

その水量については5.46トンということで、今議員の言われましたように、その転用に係った費用が523億円、消費税を含めると549億円ということで転用したわけでございますが、その費用については、県のほうが国の補助金、それから一部一般会計の出資金等を除いたものを愛知県の企業庁水道事業会計のほうで負担をしておるということでございます。

当然のことだと言われるかもしれませんが、そういう状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは前からも申し上げているけれども、こういう不合理で理屈に合わんことは、県がやっとする、県がやっすると言ったって、しょっちゅう声を上げていかんと、これは改まらんですわ。

そのいい例は、先ほどもちょっと触れましたけれども、愛知県の水道は他県に見ないような責任受水制という制度を持ってるわけです。責任受水制というのは、3年先、5年先まで先を見通して、責任持って受水せよと。

例えば、3年前に立てた受水計画で、幸田町が100万トンとします。100万トン

を受水する責任を持たされて、実際使ったのは70万トンしかない。しかし、100万トンに責任持てよというのが責任受水制です。使ったのが70万トン。じゃあ、30万トンはどうかと言ったら、使用料は取らへんけれど、基本料金は出せと。基本料金分だけは、おまえ責任持つと言ったからと、そういう空料金を生むシステムに対して、やいのやいのと議会を挙げて、あるいは市町村の首長が挙げて、県のほう、顔見るたびに、ぶつぶつぶつぶつ言いやがると。それは言ったっていいんだ、言わなきゃあかん。それで、今、随分改善をされてきたんです。

そういう先例を踏まえていくなれば、企業がたくさん使ってくれるだろうと言って、長良川河口堰を使ったけれども、企業が節水型と言って、企業は使わなくなっちゃった。使わなくなったら、企業に責任を持たせればいいわけだ、責任受水制度からいけば。そういうことをせんといて、県の一般の住民、つまり県の企業庁から、県の水道会計で買えやと、企業のしりぬぐいをしてやれと、そんな理屈が通るわけないんで、それは機会あるごとにこれからもどんどんどんどんやっていたらいいよということとあわせて、今、徳山ダムが1トン出しとるわけだ、民主党が政権をとってね。そういう中で、導水路の問題があるわけだ、その徳山ダムの導水路、これも大変な負担だ。

河村名古屋市長は、当選した当時、どうもならんだと力んでいたが、いつの間にか豹変しちゃって、しょうがないわなということで、河村も豹変しちゃったと、選挙のときは勢いがよかったけれども、豹変しちゃったと。

しかし、豹変しようとして何しようとして、これも県が深くかかわっております。そういう点からいけば、県の一般会計でやるなんていうことはまず考えられん。そうしたときに、企業会計、今、黒字じゃないかと、黒字ならもっとやれやということになったら大変でございますので、そうした点では、責任受水制の問題を先送りにしながら、機会あるごとにこの声は高めていただきたい、言っていただきたい、これは担当部長とあわせて、町長も自治体の長として答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 長良川河口堰とあわせまして、徳山ダム、その次は導水路ということで、安定的な水源確保という大きなお題目と申しますか、目的があつて、県のほうで整備をされておるところでございますが、今、徳山ダムは既に完成をして、導水路につきましては、緒についたばかりでございますが、全体的には8割ぐらいになるかなというふうに思いますが、そうした中で、一般会計だけでなく、水道事業のほうへ転嫁されるだろうというのは私どもも推測できるところでございますので、なかなか町村から声を上げていくということの機会がどの程度あるのかわかりませんが、機会があれば町からも声を上げて、少しでも将来の水道事業のほうへの負担が少ないようにというふうに働いていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、部長からも申し上げたとおりでございますけれども、私のほうからも県・国等々に、機会がございましたら、そのようなお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第10号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第37号議案から第49号議案までの13件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を10月1日までに取りまとめ、10月4日の本会議にて報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願います。



日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第10号の10件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年度決算認定の10件は、議員15名を決算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月21日午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である8番、山本隆一君にお願いいたします。

審議の結果は、10月1日までに取りまとめ、来る10月4日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、あす9月17日は本会議となっておりますが、質疑は本日ですべて終了しました。

よって、あす9月17日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、9月17日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、10月4日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

ます。

大変長時間、御苦労さまでした。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

消防本部より御案内のとおり、9月26日曜日午前9時30分より、幸田町防災広場において幸田町消防団観閲式が実施されますので、御参加をお願いいたします。

なお、服装については、防災服の着用をお願いします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年9月16日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 浅 井 武 光

議 員 酒 向 弘 康